

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年12月25日
【中間会計期間】	第2期中（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田中 良樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田中 良樹
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)最近2中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度中間連結会計期間	平成15年度中間連結会計期間	平成14年度
		(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)	(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)	(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)
連結経常収益	百万円	846,305	880,616	1,569,239
連結経常利益(は連結経常損失)	百万円	64,049	335,397	1,480,232
連結中間純利益	百万円	33,676	191,561	-
連結当期純利益(は連結当期純損失)	百万円	-	-	1,639,601
連結純資産額	百万円	1,557,908	1,825,481	1,349,841
連結総資産額	百万円	65,016,083	67,875,596	68,868,592
1株当たり純資産額	円	80.29	0.05	69.68
1株当たり中間純利益	円	5.95	28.04	-
1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)	円	-	-	286.73
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	4.63	22.69	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-
連結自己資本比率(国際統一基準)	%	9.74	12.16	10.42
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,008,702	1,026,603	818,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,973,158	838,782	1,957,312
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	353,719	547,358	418,330
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	1,778,332	2,312,900	-
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	-	-	1,953,873
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,553 [1,215]	10,019 [1,095]	10,891 [1,205]

(注)1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」(以下「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

なお、「平成14年度」は、連結当期純損失が計上されているため、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は記載しておりません。

3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

(2)当行の最近2中間会計期間及び最近事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期中	第2期中	第1期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成15年3月
経常収益	百万円	790,661	789,582	1,486,770
経常利益(は経常損失)	百万円	44,880	359,032	1,492,635
中間純利益	百万円	34,584	232,734	-
当期純利益(は当期純損失)	百万円	-	-	1,633,441
資本金	百万円	710,000	1,070,965	1,070,965
発行済株式総数	千株	普通株式 5,653,556	普通株式 6,831,124	普通株式 6,831,124
		第二回第四種優先株式 64,500	第二回第四種優先株式 64,500	第二回第四種優先株式 64,500
		第三回第三種優先株式 53,750	第三回第三種優先株式 53,750	第三回第三種優先株式 53,750
		第四回第三種優先株式 53,750	第四回第三種優先株式 53,750	第四回第三種優先株式 53,750
		第五回第五種優先株式 18,810	第五回第五種優先株式 18,810	第五回第五種優先株式 18,810
		第六回第六種優先株式 57,000	第六回第六種優先株式 57,000	第六回第六種優先株式 57,000
		第七回第七種優先株式 57,000	第七回第七種優先株式 57,000	第七回第七種優先株式 57,000
		第八回第八種優先株式 85,500	第八回第八種優先株式 85,500	第八回第八種優先株式 85,500
		第九回第九種優先株式 121,800	第九回第九種優先株式 121,800	第九回第九種優先株式 121,800
		第十回第十種優先株式 121,800	第十回第十種優先株式 121,800	第十回第十種優先株式 121,800
		-	第十一回第十三種優先株式 721,930	第十一回第十三種優先株式 721,930
純資産額	百万円	1,784,398	1,890,717	1,404,499
総資産額	百万円	65,908,670	57,532,541	59,593,402
預金残高	百万円	15,625,087	15,161,857	14,723,194
債券残高	百万円	8,819,691	7,442,808	7,878,927
貸出金残高	百万円	32,160,833	24,198,251	27,632,516
有価証券残高	百万円	15,208,780	16,049,785	14,716,782

回次		第 1 期中	第 2 期中	第 1 期
決算年月		平成14年 9 月	平成15年 9 月	平成15年 3 月
1 株当たり中間配 当額	円	普通株式 -	普通株式 -	-
		第二回第四種優先株式 -	第二回第四種優先株式 -	-
		第三回第三種優先株式 -	第三回第三種優先株式 -	-
		第四回第三種優先株式 -	第四回第三種優先株式 -	-
		第五回第五種優先株式 -	第五回第五種優先株式 -	-
		第六回第六種優先株式 -	第六回第六種優先株式 -	-
		第七回第七種優先株式 -	第七回第七種優先株式 -	-
		第八回第八種優先株式 -	第八回第八種優先株式 -	-
		第九回第九種優先株式 -	第九回第九種優先株式 -	-
		第十回第十種優先株式 -	第十回第十種優先株式 -	-
		-	第十一回第十三種優先株式 -	-
1 株当たり配当額	円	-	-	普通株式 -
		-	-	第二回第四種優先株式 -
		-	-	第三回第三種優先株式 -
		-	-	第四回第三種優先株式 -
		-	-	第五回第五種優先株式 -
		-	-	第六回第六種優先株式 -
		-	-	第七回第七種優先株式 -
		-	-	第八回第八種優先株式 -
		-	-	第九回第九種優先株式 -
		-	-	第十回第十種優先株式 -
		-	-	第十一回第十三種優先株式 -
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.04	12.69	9.99
従業員数 [外、平均臨時従 業員数]	人	8,369 [1,151]	7,387 [1,033]	7,713 [1,142]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

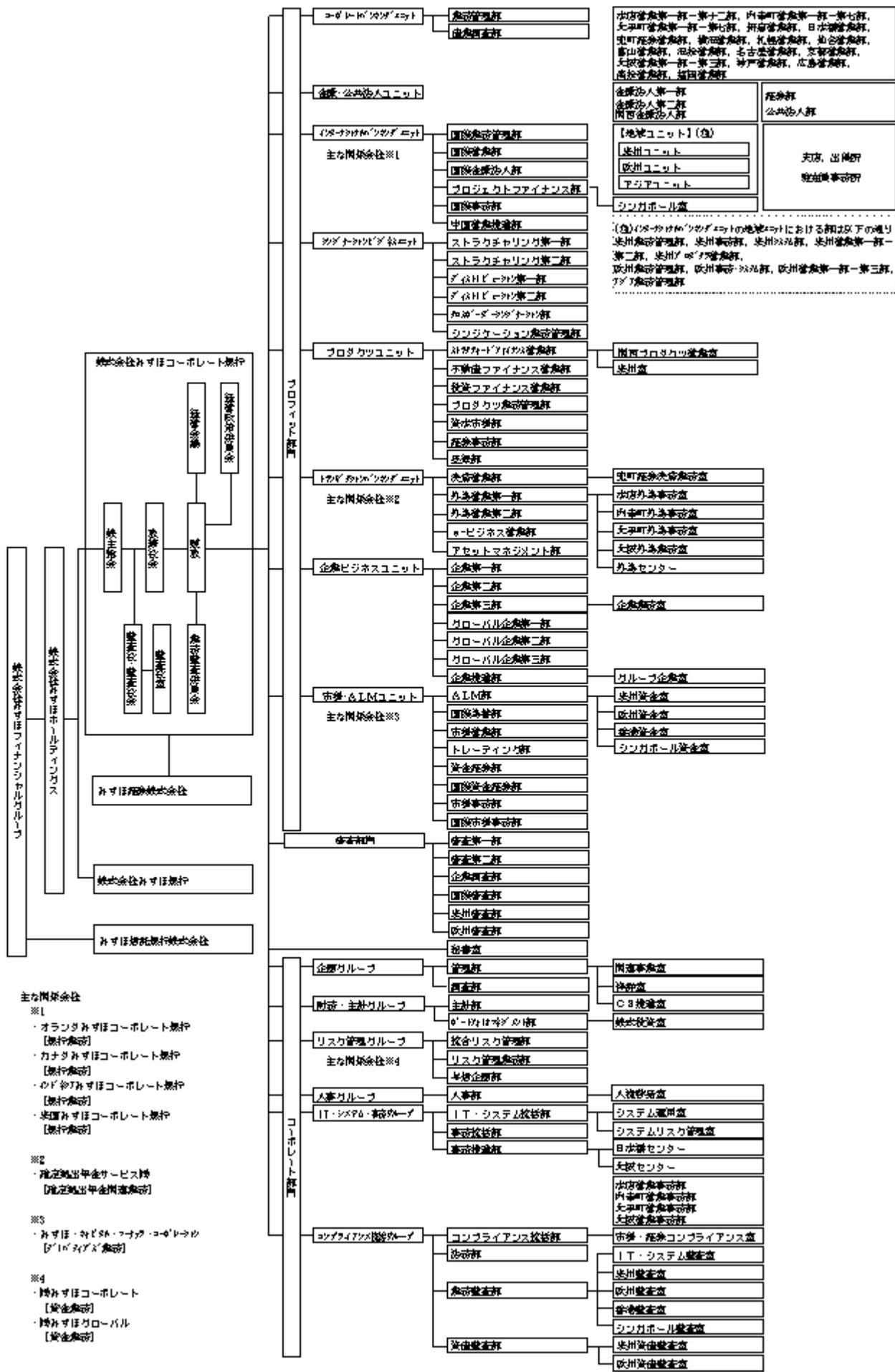
2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（株式会社みずほフィナンシャルグループ及び同社の関係会社。以下当グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当グループは、平成15年度上期より「企業再生プロジェクト」をスタートし、企業再生の早期実現と信用創造機能の一段の強化を行う体制を整備いたしました。具体的には、当行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社各々の直接子会社として、再生専門子会社4社（株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほアセット）を設立し、各銀行から再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を各再生専門子会社に分離いたしました。また、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社として、企業再生に係るノウハウ等を結集して企業再生スキームを各再生専門子会社に提供する株式会社みずほアドバイザーを設立いたしました。

当行は、大企業（上場企業等）・金融法人およびそのグループ会社、公団・事業団ならびに海外の日系・非日系企業を主要なお客さまとし、コーポレートファイナンスを主体とする銀行であり、銀行業務を中心に、証券業務その他金融サービスに係る事業を行っております。

なお、当行の平成15年9月30日現在の事業系統図は次のとおりであります。



(注) 平成15年10月24日付でシンジケーションビジネスユニット内の組織を以下のとおり変更いたしました。
 ストラクチャリング第一部、第二部を統合し、ストラクチャリング部といたしました。
 シンジケーション&ロートレーディング部を新設いたしました。

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。
- DKB Financial Products (UK) Limited
 DKB Financial Products (HK) Limited
 IBJ Lanston Futures Pte.Ltd.
 Mizuho Corporate Asia (Singapore) Limited
 IBJTC Leasing Corporation
 IBJTC Leasing Corporation-BSC
 FBTC Leasing Corporation
 Chekiang First Bank Ltd.
 Chekiang First Securities Co. Ltd.
 Honfirst Property Agency Limited
 Honfirst Land Limited
 C.F. Finance Company Limited
 C.F. Overseas, Inc.
 Chekiang First Bank (Luxembourg) S.A.
 Chekiang First Bank (Trustees) Limited
 Honfirst Investment Limited
 Chekiang First Bank (Nominees) Limited
 P.T.Jaya Fuji Leasing Pratama
 株式会社ワールドゲートウェイ
 富士銀オペレーションサービス株式会社
 IBJ LEASING (Hong Kong) LTD
 Atlantic Asset Management, L.L.C.

- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。
 (連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区	187,755 百万円	貸金業務	100.0 ()	6 (5)		事務受託 預金取引関係	当行より建物を賃借	
株式会社みずほグローバル	東京都中央区	101,730 百万円	貸金業務	100.0 ()	6 (5)		事務受託 預金取引関係	当行より建物を賃借	
Whitehall Trust Company	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	2,000 千米ドル	信託業務	100.0 (100.0)	4				

(持分法適用関連会社)

その他

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほアドバイザー	東京都千代田区	100 百万円	コンサルティング業務	20.0 (10.0)	1 (1)				
みずほキャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区	10 百万円	企業財務アドバイザー業務	50.0 ()	1		預金取引関係		
MH Capital Development, Ltd.	英国領ケイマン諸島	5 百万円	金融業務	100.0 () [100.0]			預金取引関係		

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社みずほコーポレート及び株式会社みずほグローバルであります。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。

3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与える債務超過の状況にある会社はありません。

4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4【従業員の状況】

(1)連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数	7,814	2,103	102	10,019人
	[882]	[208]	[5]	[1,095人]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,101人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2)当行の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数
7,387人
[1,033人]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、執行役員33人、嘱託及び臨時従業員1,028人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数は3,501人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

(1) 金融経済環境

当中間連結会計期間の世界経済情勢をみますと、米国では個人消費や設備投資が堅調に推移し、アジアでも輸出の増加等により景気回復傾向が続く等、米国主導による緩やかな回復基調で推移しました。

次に国内経済情勢をみますと、輸出の増加やリストラの進展等による企業収益の改善等を受けて設備投資が拡大し、景気は回復基調を強めました。一方で、デフレの長期化や個人消費の伸び悩み、9月以降の円高の影響等、景気の先行きについては不安要因が残っています。

金融資本市場においては、株価は年度初めには急落したものの5月以降は急速に上昇し、長期金利は年度前半には歴史上最低水準にまで低下しましたが8月以降大幅に上昇しました。

(2) 当中間連結会計期間（平成15年4月1日～平成15年9月30日）の概況

(ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は52社、持分法適用関連会社は23社であります。

(イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成15年4月1日～平成15年9月30日）の連結損益状況

冒頭にも述べました金融経済環境下で、平成14年4月に旧株式会社富士銀行、旧株式会社日本興業銀行及び旧株式会社第一勧業銀行を会社分割及び合併により、大企業及び海外企業取引を中心とする当行と、個人及び国内一般事業法人取引を中心とする株式会社みずほ銀行に統合・再編いたしました。

また、平成14年11月には、グループ各社の特性を最大限に発揮した戦略展開の加速や、徹底したリストラによるコスト削減などを目指し「変革・加速プログラム」を、翌12月には同プログラムを着実に実行に移すため「事業再構築」に取り組むことを発表しました。そして本年3月に株式会社みずほフィナンシャルグループを設立し、主要グループ会社に対し直接的な経営管理を行い、グループ総合金融力の飛躍的向上を追求していくこととしました。さらに、当中間連結会計期間において、みずほ「企業再生プロジェクト」を発表し、当行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社の債権のうち、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を、銀行本体から新たに設立した再生専門子会社4社（うち当行子会社：株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバルの2社）に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、当行が資金仲介機能をこれまで以上に発揮し、お取引先の資金ニーズに積極対応する「信用創造機能の一段の強化」に取り組む体制を整備いたしました。

この結果、連結経常収益は前年同期比343億円増加して8,806億円、一方、連結経常費用は前年同期比2,370億円減少して5,452億円となり、連結経常利益が前年同期比2,713億円増加して3,353億円、連結中間純利益が前年同期比1,578億円増加して1,915億円となりました。

収支面では、資金運用収支で前年同期比426億円減少して2,201億円（国内2,144億円、海外651億円、但し相殺消去額控除前）、役務取引等収支で前年同期比28億円増加して539億円（国内506億円、海外33億円、但し相殺消去額控除前）、特定取引収支で前年同期比485億円増加して910億円（国内576億円、海外334億円）、その他業務収支で前年同期比265億円増加して726億円（国内638億円、海外87億円）となりました。

当中間連結会計期間末（平成15年9月30日現在）連結貸借対照表

[資産の部]

貸出金は前年度末比1兆4,257億円減少して2兆6,984億円となり、有価証券は前年度末比979億円増加して14兆2,649億円となりましたが、特定取引資産が前年度末比2,316億円減少し8兆5,744億円となりました。

この結果、資産の部合計は、前年度末比9,929億円減少して67兆8,755億円となりました。

[負債の部]

預金は前年度末比1,887億円減少して15兆749億円となり、譲渡性預金は前年度末比 1兆1,295億円増加して 4兆8,213億円、債券は前年度末比4,360億円減少して 7兆4,416億円となりました。また、コールマネー及び売渡手形は前年度末比 2兆7,592億円減少して11兆2,222億円となりましたが、特定取引負債が前年度末比6,566億円増加し 6兆999億円となりました。こうした結果、負債の部合計は、前年度末比 2兆445億円減少して64兆6,971億円となりました。

[資本の部]

資本の部合計は前年度末比4,756億円増加して 1兆8,254億円、1株当たり純資産額は 5銭となりました。

(3) 自己資本比率

国際統一基準による連結自己資本比率は前年同期比2.42ポイント増加して12.16%、また単体自己資本比率は前年同期比2.65ポイント増加して12.69%となっております。

(4) セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。

連結経常利益は、3,353億円でその大半が銀行業におけるものです。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して記載しております。連結経常利益は、その大半が日本における利益です。また、海外経常収益は、連結経常収益8,806億円に対して26.8%（前年同期比6.8ポイント減）となっております。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金、譲渡性預金等の貸借対照表項目の増減によるキャッシュ・フローがマイナスとなったことなどから 1兆266億円（前年同期は 1兆87億円）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の取得、売却、償還に係る収支等により8,387億円（前年同期は 1兆9,731億円）となっております。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出や少数株主からの払込みによる収入から5,473億円（前年同期は 3,537億円）となっております。一方、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前年同期比5,345億円増加して 2兆3,129億円となっております。

[次へ](#)

・事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で2,234億円、相殺消去額控除後で合計2,201億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で357億円、証券業で175億円、その他事業で13億円、相殺消去額控除後で合計539億円となりました。特定取引収支は、銀行業で404億円、証券業で506億円、合計910億円となりました。その他業務収支は銀行業で719億円、証券業で3億円、相殺消去額控除後で合計726億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	223,449	3,194	78	15	220,193
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	384,985	49,845	25	15,641	419,214
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	161,535	53,039	103	15,656	199,021
役務取引等収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	35,718	17,549	1,360	681	53,946
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	55,819	26,318	1,680	1,543	82,274
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	20,100	8,769	320	862	28,327
特定取引収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	40,423	50,638	-	-	91,061
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	40,423	50,638	-	-	91,061
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	71,941	315	78	277	72,612
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	132,644	376	87	-	133,108
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	60,703	60	9	277	60,495

(注) 1. 当中間連結会計期間より、事業別収支を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他事業...リース業等

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

・(1)国内・海外別収支

国内につきましては、資金運用収益は前年同期比343億円減少し3,259億円、資金調達費用は前年同期比785億円減少し1,114億円となり、その結果、資金運用収支は前年同期比441億円増加し2,144億円となりました。また、役員取引等収支は前年同期比184億円増加して506億円、特定取引収支は前年同期比346億円増加して576億円、その他業務収支は前年同期比182億円増加して638億円となりました。

海外につきましては、資金運用収支は前年同期比200億円減少し651億円、役員取引等収支は前年同期比160億円減少し33億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	170,338	85,112	7,360	262,811
	当中間連結会計期間	214,471	65,106	59,385	220,193
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	360,327	241,712	42,292	559,747
	当中間連結会計期間	325,930	188,433	95,149	419,214
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	189,989	156,599	49,652	296,935
	当中間連結会計期間	111,459	123,326	35,764	199,021
役員取引等収支	前中間連結会計期間	32,177	19,380	424	51,133
	当中間連結会計期間	50,649	3,326	29	53,946
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	38,815	25,643	1,444	63,014
	当中間連結会計期間	69,481	26,154	13,361	82,274
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	6,637	6,263	1,020	11,880
	当中間連結会計期間	18,832	22,827	13,332	28,327
特定取引収支	前中間連結会計期間	22,945	19,589	-	42,534
	当中間連結会計期間	57,604	33,457	-	91,061
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	22,945	19,589	-	42,534
	当中間連結会計期間	58,238	50,842	18,019	91,061
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	634	17,384	18,019	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	45,574	476	-	46,050
	当中間連結会計期間	63,825	8,786	-	72,612
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	63,083	11,848	-	74,932
	当中間連結会計期間	114,982	18,126	-	133,108
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	17,509	11,372	-	28,882
	当中間連結会計期間	51,156	9,339	-	60,495

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

(2)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比 6 兆8,839億円減少して43兆4,511億円となり、主な内訳は貸出金で前年同期比 6 兆4,461億円減少して23兆2,125億円となり、有価証券で前年同期比3,292億円減少し、13兆4,990億円となりました。また、海外の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比 2 兆570億円減少して12兆4,588億円となりました。また、利回りは国内で 1.50%、海外で3.02%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は、前年同期比 5 兆3,004億円減少して44兆9,138億円となりました。主な内訳としては預金で前年同期比 4 兆8,538億円減少し、12兆1,050億円となっています。海外の資金調達勘定の平均残高は前年同期比 1 兆3,447億円減少して11兆6,212億円となりました。また、利回りは国内で0.49%、海外で 2.12%となりました。

国内・海外合算ベースから相殺消去額を控除いたしますと、資金運用勘定の平均残高は53兆9,946億円、利息は4,192億円、利回りは1.55%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は55兆2,546億円、利息は1,990億円、利回りは0.72%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	50,335,088	360,327	1.42
	当中間連結会計期間	43,451,145	325,930	1.50
うち貸出金	前中間連結会計期間	29,658,705	194,310	1.30
	当中間連結会計期間	23,212,528	156,223	1.34
うち有価証券	前中間連結会計期間	13,828,267	116,078	1.67
	当中間連結会計期間	13,499,047	151,505	2.24
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	947,177	1,316	0.27
	当中間連結会計期間	500,537	446	0.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	8,176	0	0.00
	当中間連結会計期間	144,854	2	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	2,508,645	204	0.01
	当中間連結会計期間	4,680,970	573	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	1,092,620	7,896	1.44
	当中間連結会計期間	933,022	6,567	1.40
資金調達勘定	前中間連結会計期間	50,214,291	189,989	0.75
	当中間連結会計期間	44,913,869	111,459	0.49
うち預金	前中間連結会計期間	16,958,889	32,334	0.38
	当中間連結会計期間	12,105,005	19,172	0.31
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,164,157	1,564	0.05
	当中間連結会計期間	4,300,119	891	0.04
うち債券	前中間連結会計期間	9,109,914	59,972	1.31
	当中間連結会計期間	7,721,526	45,423	1.17
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	13,019,183	3,398	0.05
	当中間連結会計期間	12,693,401	3,065	0.04
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	324,953	44	0.02
	当中間連結会計期間	1,010,060	38	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,386,728	3,514	0.50
	当中間連結会計期間	3,803,910	598	0.03
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	119,254	92	0.15
	当中間連結会計期間	420,523	142	0.06
うち借入金	前中間連結会計期間	2,016,303	40,275	3.98
	当中間連結会計期間	1,796,386	30,846	3.43

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	14,515,964	241,712	3.32
	当中間連結会計期間	12,458,883	188,433	3.02
うち貸出金	前中間連結会計期間	10,043,577	185,108	3.67
	当中間連結会計期間	6,124,071	103,080	3.36
うち有価証券	前中間連結会計期間	889,347	19,549	4.38
	当中間連結会計期間	1,074,957	21,384	3.97
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	669,929	5,588	1.66
	当中間連結会計期間	345,603	2,498	1.44
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	1,291,789	10,125	1.56
	当中間連結会計期間	3,704,189	38,366	2.07
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	1,320,770	16,459	2.48
	当中間連結会計期間	884,639	8,749	1.97
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,966,001	156,599	2.40
	当中間連結会計期間	11,621,274	123,326	2.12
うち預金	前中間連結会計期間	5,204,019	51,237	1.96
	当中間連結会計期間	3,251,138	22,342	1.37
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	393,813	5,049	2.55
	当中間連結会計期間	131,136	1,287	1.96
うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	6,379	45	1.41
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	216,519	4,180	3.85
	当中間連結会計期間	65,314	680	2.08
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,942,037	38,244	1.93
	当中間連結会計期間	7,174,730	65,254	1.81
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	26,253	227	1.72
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	199,505	3,401	3.40
	当中間連結会計期間	173,495	3,797	4.37

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（）	合計	小計	相殺消去額（）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	64,851,052	3,554,660	61,296,392	602,039	42,292	559,747	1.82
	当中間連結会計期間	55,910,029	1,915,347	53,994,682	514,364	95,149	419,214	1.55
うち貸出金	前中間連結会計期間	39,702,282	879,972	38,822,310	379,419	16,192	363,226	1.86
	当中間連結会計期間	29,336,600	810,665	28,525,934	259,303	17,809	241,493	1.69
うち有価証券	前中間連結会計期間	14,717,614	761,284	13,956,330	135,628	10,538	125,089	1.78
	当中間連結会計期間	14,574,004	777,019	13,796,984	172,890	64,145	108,744	1.57
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,617,106	-	1,617,106	6,905	-	6,905	0.85
	当中間連結会計期間	846,141	-	846,141	2,945	-	2,945	0.69
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	1,299,966	-	1,299,966	10,125	-	10,125	1.55
	当中間連結会計期間	3,849,044	5,993	3,843,050	38,369	-	38,369	1.99
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	2,508,645	-	2,508,645	204	-	204	0.01
	当中間連結会計期間	4,680,970	6,226	4,674,743	573	15	557	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	2,413,391	128,116	2,285,275	24,356	829	23,526	2.05
	当中間連結会計期間	1,817,662	178,041	1,639,621	15,317	413	14,903	1.81
資金調達勘定	前中間連結会計期間	63,180,293	3,013,463	60,166,830	346,588	49,652	296,935	0.98
	当中間連結会計期間	56,535,144	1,280,515	55,254,629	234,785	35,764	199,021	0.72
うち預金	前中間連結会計期間	22,162,908	116,292	22,046,616	83,572	825	82,747	0.74
	当中間連結会計期間	15,356,143	185,963	15,170,179	41,515	941	40,574	0.53
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,557,970	-	6,557,970	6,614	-	6,614	0.20
	当中間連結会計期間	4,431,255	-	4,431,255	2,178	-	2,178	0.09
うち債券	前中間連結会計期間	9,109,914	-	9,109,914	59,972	-	59,972	1.31
	当中間連結会計期間	7,727,905	1,157	7,726,748	45,468	-	45,468	1.17
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	13,235,703	4,509	13,231,194	7,579	7	7,571	0.11
	当中間連結会計期間	12,758,716	2,763	12,755,953	3,745	9	3,735	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	4,266,991	-	4,266,991	38,289	-	38,289	1.78
	当中間連結会計期間	8,184,790	5,868	8,178,921	65,292	0	65,292	1.59
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,386,728	-	1,386,728	3,514	-	3,514	0.50
	当中間連結会計期間	3,803,910	6,381	3,797,528	598	18	580	0.03
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	145,507	-	145,507	319	-	319	0.43
	当中間連結会計期間	420,523	-	420,523	142	-	142	0.06
うち借入金	前中間連結会計期間	2,215,808	1,088,956	1,126,851	43,676	34,497	9,179	1.62
	当中間連結会計期間	1,969,881	942,333	1,027,548	34,644	22,939	11,704	2.27

(注) 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(3)国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は、前年同期比306億円増加して694億円となりましたが、その主な内訳として、証券関連業務で前年同期比113億円増加して204億円、預金・債券・貸出業務で62億円増加して195億円となっています。また、役務取引等費用は、前年同期比121億円増加して188億円となりました。

海外の役務取引等収益は、前年同期比5億円増加して261億円となりましたが、その主な内訳として、預金・債券・貸出業務で前年同期比26億円減少して116億円となりました。また、役務取引等費用は前年同期比165億円増加して228億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	38,815	25,643	1,444	63,014
	当中間連結会計期間	69,481	26,154	13,361	82,274
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	13,373	14,265	0	27,637
	当中間連結会計期間	19,595	11,638	14	31,218
うち為替業務	前中間連結会計期間	8,238	2,244	0	10,483
	当中間連結会計期間	10,064	2,344	0	12,408
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	9,104	1,049	-	10,153
	当中間連結会計期間	20,494	6,667	4,142	23,019
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,938	1	0	1,939
	当中間連結会計期間	1,634	-	96	1,538
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	16	9	-	26
	当中間連結会計期間	25	13	0	38
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,238	4,384	415	7,207
	当中間連結会計期間	2,784	2,719	263	5,240
役務取引等費用	前中間連結会計期間	6,637	6,263	1,020	11,880
	当中間連結会計期間	18,832	22,827	13,332	28,327
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,539	94	0	2,634
	当中間連結会計期間	2,583	77	2	2,658

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は、前年同期比352億円増加して582億円となり、その内訳は特定金融派生商品収益で前年同期比111億円増加して304億円となり、商品有価証券収益で前年同期比261億円増加して271億円となりました。また、特定取引費用は、前年同期比6億円増加の6億円で内訳は全て特定取引有価証券費用となっています。

海外の特定取引収益は、前年同期比312億円増加して508億円となり、特定取引費用は、前年同期比173億円増加して173億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	22,945	19,589	-	42,534
	当中間連結会計期間	58,238	50,842	18,019	91,061
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	984	336	-	1,320
	当中間連結会計期間	27,176	48,292	-	75,469
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	2,010	2,927	-	4,937
	当中間連結会計期間	-	2,548	634	1,913
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	19,333	16,322	-	35,655
	当中間連結会計期間	30,498	-	17,384	13,113
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	617	3	-	620
	当中間連結会計期間	563	1	-	564
特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	634	17,384	18,019	-
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	634	-	634	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	17,384	17,384	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

特定取引資産・負債の内訳（末残）

国内につきましては、特定取引資産は前年同期比 3 兆3,378億円増加して 6 兆4,323億円となりましたが、その主な内訳は、商品有価証券で前年同期比 3 兆3,539億円増加して 3 兆5,480億円、特定金融派生商品で前年同期比1,054億円増加して 2 兆198億円、その他の特定取引資産で前年同期比996億円減少して8,392億円となっています。また、特定取引負債は、前年同期比 2 兆6,711億円増加して 4 兆7,084億円となり、その主な内訳は、売付商品債券で前年同期比 2 兆5,811億円増加して 2 兆 7,910億円、特定金融派生商品で前年同期比1,072億円増加して 1 兆9,002億円となっています。

海外につきましては、特定取引資産は前年同期比 1 兆3,572億円増加して 3 兆5,940億円、特定取引負債は前年同期比4,322 億円増加して 2 兆8,434億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額（ ）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,094,514	2,236,812	1,607,342	3,723,984
	当中間連結会計期間	6,432,393	3,594,029	1,451,949	8,574,472
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	194,087	9,619	-	203,707
	当中間連結会計期間	3,548,024	1,633,480	-	5,181,505
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	654	0	104	550
	当中間連結会計期間	25,078	907	-	25,986
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	44,261	137,200	-	181,461
	当中間連結会計期間	-	179,720	-	179,720
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,137	6,946	5,139	3,944
	当中間連結会計期間	131	1,073	991	213
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,914,430	2,083,046	1,602,098	2,395,378
	当中間連結会計期間	2,019,873	1,778,846	1,450,958	2,347,761
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	938,942	-	-	938,942
	当中間連結会計期間	839,285	-	-	839,285
特定取引負債	前中間連結会計期間	2,037,321	2,411,197	1,607,342	2,841,176
	当中間連結会計期間	4,708,427	2,843,487	1,451,949	6,099,965
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	209,908	-	-	209,908
	当中間連結会計期間	2,791,063	849,197	-	3,640,261
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	135	-	104	31
	当中間連結会計期間	15,505	5	-	15,511
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	32,387	317,941	-	350,328
	当中間連結会計期間	-	210,960	-	210,960
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	1,919	3,520	5,139	300
	当中間連結会計期間	1,642	20	991	670
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,792,971	2,089,735	1,602,098	2,280,608
	当中間連結会計期間	1,900,215	1,783,304	1,450,958	2,232,561
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

（注）1．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3．「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	11,780,476	4,509,404	102,463	16,187,416
	当中間連結会計期間	12,533,057	2,741,234	199,320	15,074,972
うち流動性預金	前中間連結会計期間	4,633,936	512,319	2,194	5,144,061
	当中間連結会計期間	5,348,202	492,888	2,473	5,838,617
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,705,882	3,671,894	28,994	7,348,782
	当中間連結会計期間	3,418,743	2,087,550	174,297	5,331,996
うちその他	前中間連結会計期間	3,440,657	325,190	71,274	3,694,572
	当中間連結会計期間	3,766,112	160,795	22,549	3,904,358
譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,408,240	364,837	-	6,773,077
	当中間連結会計期間	4,698,510	122,852	-	4,821,362
総合計	前中間連結会計期間	18,188,716	4,874,241	102,463	22,960,493
	当中間連結会計期間	17,231,567	2,864,086	199,320	19,896,334

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 預金の区分は次の通りであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほコーポレート 銀行債券	前中間連結会計期間	8,791,270	-	-	8,791,270
	当中間連結会計期間	7,411,420	-	-	7,411,420
外貨建債券	前中間連結会計期間	28,421	-	-	28,421
	当中間連結会計期間	27,456	3,932	1,112	30,275
合計	前中間連結会計期間	8,819,691	-	-	8,819,691
	当中間連結会計期間	7,438,876	3,932	1,112	7,441,695

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成14年9月30日		平成15年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	24,729,247	100.00	-	-
製造業	4,918,289	19.89	-	-
農業	3,900	0.02	-	-
林業	905	0.00	-	-
漁業	2,519	0.01	-	-
鉱業	49,596	0.20	-	-
建設業	824,440	3.33	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	904,053	3.66	-	-
運輸・通信業	2,215,878	8.96	-	-
卸売・小売業、飲食店	2,715,655	10.98	-	-
金融・保険業	5,186,537	20.97	-	-
不動産業	2,846,187	11.51	-	-
サービス業	3,956,431	16.00	-	-
地方公共団体	-	-	-	-
その他	1,104,852	4.47	-	-
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	-	-	22,004,777	100.00
製造業	-	-	4,383,684	19.92
農業	-	-	2,909	0.01
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	6,628	0.03
鉱業	-	-	109,430	0.50
建設業	-	-	708,335	3.22
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	794,512	3.61
情報通信業	-	-	470,896	2.14
運輸業	-	-	2,021,474	9.19
卸売・小売業	-	-	2,373,255	10.79
金融・保険業	-	-	4,394,545	19.97
不動産業	-	-	2,375,373	10.79
各種サービス業	-	-	3,003,045	13.65
地方公共団体	-	-	15,200	0.07
その他	-	-	1,345,484	6.11
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,904,115	100.00	4,693,698	100.00
政府等	231,687	2.93	153,654	3.27
金融機関	339,725	4.30	440,379	9.38
その他	7,332,702	92.77	4,099,664	87.35
合計	32,633,363	-	26,698,475	-

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成14年 9月30日	インドネシア	96,749
	アルゼンチン	7,191
	その他（6ヶ国）	1,201
	合計	105,142
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.16% ）
平成15年 9月30日	インドネシア	52,066
	ロシア	1,894
	その他（4ヶ国）	1,946
	合計	55,907
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.08% ）

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

（8）国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	4,228,988	-	4,228,988
	当中間連結会計期間	5,521,662	-	5,521,662
地方債	前中間連結会計期間	68,763	-	68,763
	当中間連結会計期間	57,604	-	57,604
社債	前中間連結会計期間	552,122	-	552,122
	当中間連結会計期間	589,304	2,797	592,101
株式	前中間連結会計期間	4,547,683	-	4,547,683
	当中間連結会計期間	3,968,053	-	3,968,053
その他の証券	前中間連結会計期間	4,505,774	876,449	5,382,223
	当中間連結会計期間	3,156,274	969,213	4,125,487
合計	前中間連結会計期間	13,903,332	876,449	14,779,781
	当中間連結会計期間	13,292,899	972,010	14,264,910

- （注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては以下の計数を記載しております。

前中間会計期間 株式会社みずほコーポレート銀行の計数

当中間会計期間 株式会社みずほコーポレート銀行の計数に以下の再生専門子会社の計数を単純合算したもの

・株式会社みずほコーポレート

・株式会社みずほグローバル

1. 損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	343,906	397,379	53,473
経費(除く臨時処理分)	146,618	107,432	39,186
人件費	54,314	39,886	14,427
物件費	84,073	62,476	21,596
税金	8,231	5,069	3,161
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	197,287	289,947	92,659
一般貸倒引当金繰入額	587	45,021	44,434
業務純益	196,700	244,925	48,225
うち国債等債券損益	39,004	58,970	19,966
臨時損益	151,819	79,644	231,464
株式等損益	33,656	105,661	139,317
不良債権処理損失	140,915	21,201	162,116
貸出金償却	102,153	6,899	109,052
個別貸倒引当金繰入額	27,162	9,653	36,816
特定海外債権引当勘定繰入額	9,702	5,708	3,993
偶発損失引当金繰入額	3,847	965	2,882
その他の債権売却損等	17,453	94	17,359
その他	22,751	47,219	69,970
経常利益	44,880	324,569	279,689
特別損益	8,599	67,534	76,134
うち動産不動産処分損益	4,990	2,434	2,556
うち退職給付関連損益	4,375	11,662	16,038
うち東京都銀行税還付税金等	-	29,344	29,344
うち引当金戻入額等	-	28,624	28,624
税引前中間純利益	36,281	392,104	355,823
法人税、住民税及び事業税	19	25	5
法人税等調整額	1,676	167,402	165,726
中間純利益	34,584	224,676	190,091

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
 2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額 (債券対応分) ± 金融派生商品損益 (債券関連)
 6. 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額 (株式対応分) ± 金融派生商品損益 (株式関連)
 7. 特別利益に計上した引当金戻入額等を一般貸倒引当金純繰入額、株式等損益、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定繰入額、偶発損失引当金純繰入額及びその他債権売却損等に組替えて記載し、同額をその他より減額しております。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.01	0.96	0.05
(イ) 貸出金利回	1.22	1.31	0.08
(ロ) 有価証券利回	0.68	0.53	0.15
(2) 資金調達原価 (含む経費)	0.82	0.69	0.12
(イ) 預金債券等原価 (含む経費)	1.05	1.13	0.07
預金債券等利回	0.47	0.47	0.00
(ロ) 外部負債利回	0.26	0.14	0.11
(3) 総資金利鞘	-	0.19	0.07
(4) 預貸金利鞘	-	0.17	0.00
(5) 預貸金利回差	-	0.75	0.08

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。
 3. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

3. 預金・債券・貸出金の状況

(1) 預金・債券・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	15,625,087	15,161,857	463,230
預金(平残)	21,436,050	14,781,687	6,654,363
債券(未残)	8,819,691	7,442,808	1,376,883
債券(平残)	9,109,914	7,727,905	1,382,008
貸出金(未残)	32,160,833	24,198,251	7,962,582
貸出金(平残)	38,003,837	26,860,642	11,143,194

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	10,531	8,768	1,762
一般法人	6,298,461	6,666,755	368,294
金融機関・政府公金	1,565,170	2,641,507	1,076,336
合計	7,874,163	9,317,031	1,442,867

(注) 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

(3) 消費者ローン残高(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	-	-	-
うち住宅ローン残高	-	-	-
うち居住者用住宅ローン残高	-	-	-
うちその他ローン残高	-	-	-

(4) 中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金比率	%	36.4	37.8	1.4
中小企業等貸出金残高	百万円	9,040,255	8,347,019	693,236

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食店は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	710,000	1,070,965
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	655,241	258,247
	利益剰余金	631,268	235,897
	連結子会社の少数株主持分	725,718	755,883
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	712,240	713,013
	その他有価証券の評価差損()	443,603	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	-	-
	為替換算調整勘定	108,621	85,431
	営業権相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	105,031
	計 (A)	2,170,003	2,130,530
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	307,947	308,721
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	81,682	73,238
	一般貸倒引当金	465,104	791,294
	負債性資本調達手段等	2,141,251	1,485,041
	うち永久劣後債務(注3)	970,403	766,540
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	1,170,848	718,501
	計	2,688,039	2,538,805
うち自己資本への算入額 (B)	2,170,003	2,130,530	
準補完的項目	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注5) (D)	220,782	125,313
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	4,119,224	4,135,748
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	37,699,201	30,536,952
	オフ・バランス取引項目	4,076,507	2,722,727
	信用リスク・アセットの額 (F)	41,775,709	33,259,680
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	473,856	730,750
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	37,908	58,460
	計(F) + (G) (I)	42,249,566	33,990,430
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100 (%)		9.74	12.16

(注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限り限られております。

5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成14年 9月30日	平成15年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	710,000	1,070,965
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	655,241	258,247
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	207,761	-
	任意積立金	409,353	-
	中間未処分利益	112,349	236,275
	その他	556,194	525,998
	その他有価証券の評価差損（ ）	420,590	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	計（ A ）	2,230,310	2,091,485
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	307,947	308,721
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	-	173,354
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	79,967	73,238
	一般貸倒引当金	451,013	339,372
	負債性資本調達手段等	2,148,790	1,676,736
	うち永久劣後債務（注3）	972,109	956,784
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	1,176,681	719,951
計	2,679,771	2,262,702	
うち自己資本への算入額（ B ）	2,230,310	2,091,485	
準補完的項目	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（ C ）	-	-
控除項目	控除項目（注5）（ D ）	258,887	48,894
自己資本額	（ A ） + （ B ） + （ C ） - （ D ）（ E ）	4,201,732	4,134,077
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	37,599,005	29,939,946
	オフ・バランス取引項目	3,871,291	2,479,883
	信用リスク・アセットの額（ F ）	41,470,296	32,419,830
	マーケット・リスク相当額に係る額（ H ） / 8 %（ G ）	364,384	152,022
	（参考）マーケット・リスク相当額（ H ）	29,150	12,161
	計（ F ） + （ G ）（ I ）	41,834,681	32,571,853
単体自己資本比率（国際統一基準） = E / I × 100（ % ）		10.04	12.69

（注）1．当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。

2．告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3．告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4．告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5．告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

次へ

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho JGB Investment L.L.C.(以下、「MJ I」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJ I優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的公司更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMPCに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的公司更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMJ Iに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件における の状態が生じている場合を除く)。	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MJ I優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件における の状態が生じている場合を除く)。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	当行優先株式(注2)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPC C」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC C優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPC D」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC D優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 497億円 Series B 544億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年3月22日

<p>配当停止条件</p>	<p>以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。</p> <p>当行がMPCBに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPCBに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合</p>	<p>以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。</p> <p>当行がMPC Cに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPC Cに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Cに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合</p>	<p>以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。</p> <p>当行がMPC Dに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPC Dに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Dに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合</p>
<p>強制配当事由</p>	<p>ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。</p>	<p>ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。</p>	<p>ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。</p>
<p>配当可能利益制限</p>	<p>当行がMPCBに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。</p>	<p>当行がMPC Cに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。</p>	<p>当行がMPC Dに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。</p>

配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．配当禁止通知

MPC (MJI) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (MJI については、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行がMPCB、MPC C及びMPC Dに対して交付する証明書（ただし損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、 監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

5．可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当行優先株式、本MPC 優先出資証券及び本MJI 優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれMPC C、MPC D) との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

6．配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8．パリティ優先出資証券

MPCB (またはMPC C、MPC D) が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の用途が本MPC B優先出資証券 (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれ本MPC C優先出資証券、本MPC D優先出資証券。以下、本注記において同様。) と同じである優先出資証券及び本MPC B優先出資証券の総称。(たとえば、MPC Bでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B 及び今後新たにMPC Bから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額(単体+再生専門子会社)

債権の区分	平成15年9月30日	平成14年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,451	4,584
危険債権	2,898	7,416
要管理債権	14,923	14,905
正常債権	281,499	343,224

(注) 1. 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2. 平成15年9月30日の計数には株式会社みずほコーポレート銀行の計数に以下の再生専門子会社の計数を単純合算しております。

- ・株式会社みずほコーポレート
- ・株式会社みずほグローバル

資産の査定額(単体)

債権の区分	平成15年9月30日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	361
危険債権	877
要管理債権	2,414
正常債権	276,003

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当グループは、平成14年11月に公表いたしました『変革・加速プログラム』等経営改革の成果を着実に発揮すべく、平成15年9月に「経営の健全化のための計画」を見直し、収益基盤の更なる強化に迅速かつ果敢に取り組んでまいります。また、収益拡大策と同時に、当グループでは、統合合理化効果を徹底的に追求すべくリストラを強化し、人件費・物件費両面にわたるコスト削減を実施いたします。具体的には、従業員数の削減及び店舗統廃合の前倒しを実施し、毎期大幅かつ着実な経費の削減を行い、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほホールディングス、当行、株式会社みずほ銀行の合算で、平成19年3月期の経費を平成15年3月期比1,900億円削減し、7千億円程度とすることを目指します。

一方、資産の健全性向上につきましては、平成15年3月期決算において、将来の資産劣化リスクへの対応と最終処理を加速した結果、当行及び株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社の合算で与信関係費用2兆952億円を計上するなど、最大限の財務上の手当を行いました。今後も、平成17年3月期までに不良債権を半減させるという経営の強い決意の下、さらに最終処理のスピードアップを図ってまいります。

当グループとして「経営の健全化のための計画」にお示しいたしました収益計画達成に向けた具体的な収益増強施策として、当行では、アセットに依存した従来型ビジネスモデルから脱却し、市場型間接金融モデルへの早期転換を加速いたします。すでに国内No.1の実績を持つシンジケーションビジネスや、プロダクトビジネスの強化に努め、国内外のお客さまに最先端の金融技術を活かした高付加価値の商品・サービスを提供することで、非金利収入比率50%を目指します。

なお、当グループは、平成14年4月のATM障害ならびに口座振替処理遅延等、及び、平成14年度上期の中小企業向け貸出金実績減少、平成14年度の「経営の健全化のための計画」の収益計画と実績との大幅な乖離、の三点につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けております。私どもといたしましては、かかる処分を真摯に受け止め、グループ内の管理・推進体制の見直しを行っており、その体制の下、着実な改善に努めております。

グループ全体の経営課題を果たすと同時に、これまでに取り組んでまいりました経営改革の成果を発揮すべく、私どもは当期を「みずほビジネスモデルの進化」に沿って、「結果を出す1年」と位置付け、全役職員が全力で取り組んでまいります。すでに、当中間期においては、期初にお示しいたしました業績予想を上回る中間純利益を達成できましたことに加え、通期決算におきましても、「経営の健全化のための計画」の達成を見込んでおり、期末配当につきましても復配を予定しております。

今後とも、お客さまへのサービスの飛躍的向上、そして、国内で最も多くのお客さまとお取引いただく金融グループに相応しい競争力・収益力の確保に総力をあげて邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当行は、平成15年5月14日の取締役会において、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造機能の一段の強化」を同時に推進する「みずほの『企業再生プロジェクト』」に取組むことを決議いたしました。

上記に関し、当行は、平成15年5月29日に、平成15年7月23日を期日として、以下の分割契約を締結いたしました。

当行子会社である株式会社みずほコーポレートとの間で、当行が、吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほコーポレートに承継させる分割契約

当行子会社である株式会社みずほグローバルとの間で、当行が、吸収分割の方法により「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」及び「非居住者取引先等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほグローバルに承継させる分割契約

[本件会社分割の目的]

本件会社分割は、本年5月14日に発表いたしました「みずほの『企業再生プロジェクト』」の一環として、当行の取引先のうち再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離し、当行の子会社である再生専門子会社に集約するためのものです。

[本件会社分割の条件等]

イ．分割方式

各会社分割に際して、分割会社から承継会社に分社型吸収分割で営業を承継させます。

なお、各会社分割は、分割会社である当行にとって、いずれも商法第374条ノ22第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行うものです。

ロ．株式の割当

各会社分割に際して、承継会社が新たに発行する普通株式については、そのすべてを分割会社に割り当てます。各会社分割に際して発行される普通株式の数は、下表をご参照ください。

承継会社	発行する普通株式の数
株式会社みずほコーポレート	14,980,000株
株式会社みずほグローバル	14,980,000株

ハ．承継会社及び分割会社の資本金の額

各会社分割に際し、承継会社及び分割会社の資本金の額の増減はありません。

ニ．分割交付金

各会社分割に際し、分割交付金の支払いは行いません。

ホ．承継会社が承継する権利義務

各承継会社が承継する権利義務については、下表をご参照ください。

承継会社	承継する権利義務
株式会社みずほコーポレート	当行の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位。
株式会社みずほグローバル	当行の「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」及び「非居住者取引先等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位。

なお、各会社分割において承継会社が分割会社から承継する義務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

ヘ．債務履行の見込み

各会社分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却計画は次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	合計	売却予定年月
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行		本店	東京都千代田区	売却	店舗	6,780	76,292	5,523	81,815	平成15年12月

(注) 当行は売却後も定期借家契約を締結し、当該物件を本店として使用する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	14,400,000,000
第三種優先株式	107,500,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	18,810,000
第六種優先株式	57,000,000
第七種優先株式	57,000,000
第八種優先株式	85,500,000
第九種優先株式	121,800,000
第十種優先株式	121,800,000
第十一種優先株式	1,000,000,000
第十二種優先株式	1,000,000,000
第十三種優先株式	1,000,000,000
計	18,033,910,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、180億3,391万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	144億株
第三種の優先株式	1億750万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	1,881万株
第六種の優先株式	5,700万株
第七種の優先株式	5,700万株
第八種の優先株式	8,550万株
第九種の優先株式	1億2,180万株
第十種の優先株式	1億2,180万株
第十一種の優先株式	10億株
第十二種の優先株式	10億株
第十三種の優先株式	10億株

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成15年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成15年12月25日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	6,831,124,612	6,831,124,612		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)1
第二回第四種優先株式	64,500,000	64,500,000		(注)2
第三回第三種優先株式	53,750,000	53,750,000		(注)3
第四回第三種優先株式	53,750,000	53,750,000		(注)4
第五回第五種優先株式	18,810,000	18,810,000		(注)5
第六回第六種優先株式	57,000,000	57,000,000		(注)6
第七回第七種優先株式	57,000,000	57,000,000		(注)7
第八回第八種優先株式	85,500,000	85,500,000		(注)8
第九回第九種優先株式	121,800,000	121,800,000		(注)9
第十回第十種優先株式	121,800,000	121,800,000		(注)10
第十一回第十三種優先株式	721,930,000	721,930,000		(注)11
計	8,186,964,612	8,186,964,612		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの第五回第五種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第四種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第四種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第四種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後はいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

3. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額(以下当該価額という。)に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額に1.025を乗じた額が、420円を下回る場合は420円とする。この場合に使用する当該価額は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における株式会社みずほフィナンシャルグループの時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降当該価額に修正されるものとする。但し、当該価額が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する当該価額は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、当該価額を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり当該価額}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円をそのときの株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する当該価額は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。ただし、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第四回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という）に1.025を乗じた額とする。但し、当該価額に1.025を乗じた額が、540円を下回る場合は540円とする。この場合に使用する当該価額は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における株式会社みずほフィナンシャルグループの時価の千分の一に相当する金額が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降当該価額に修正されるものとする。ただし、当該価額が当初転換価額の70%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する当該価額は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、当該価額を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり当該価額}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000円をそのときの株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する当該価額は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。但し、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第五種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第五種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第五種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成14年4月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成14年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記 に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

$$\text{転換比率} = \text{転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$$

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第六種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円20銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第六種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円10銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第六種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。

転換比率の修正

転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が第優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第七種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第七種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第七種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価はに準じて調整される。

転換比率の修正

転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、第七回優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第八種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第八種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第八種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第九種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第九種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円75銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第九種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換価額

331円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{1,250円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

10. 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先利益配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第十種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円38銭の優先利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の額の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第十種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円69銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第十種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換価額は331円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

11. 第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先利益配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年80円の優先利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

当行は、利益配当を行うときは、第三種から第十種までの優先株主に対し、第十三種優先株主および普通株主に先立ち、それぞれ当行定款に定める額の利益配当金を支払う。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の額の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき40円の優先中間配当金を支払う。

当行は、中間配当を行うときは、第三種から第十種までの優先株主に対し、第十三種優先株主および普通株主に先立ち、それぞれ当行定款に定める額の中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

当行は、残余財産の分配を行うときは、第三種から第十種までの優先株主に対し、第十三種優先株主および普通株主に先立ち、それぞれ当行定款に定める額の金銭を支払う。

(3) 強制償還

当行は、平成20年4月1日以降、いつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成15年6月24日	-	8,186,964	-	1,070,965,000	1,012,982,745	258,247,419

(注) 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

(4) 【大株主の状況】
普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	6,831,124	100.00
計		6,831,124	100.00

第二回第四種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第三回第三種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

第四回第三種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

第五回第五種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	18,810	100.00
計		18,810	100.00

第六回第六種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

第七回第七種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

第八回第八種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第九回第九種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

第十回第十種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

第十一回第十三種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	721,930	100.00
計		721,930	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第十一回第十三種優先株式 721,930,000		第十一回第十三種優先株式の内容は、 「1.株式の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)11に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	7,465,034,000	7,465,034	
普通株式	6,831,124,000	6,831,124	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
優先株式	633,910,000	633,910	
第二回第四種優先株式	64,500,000	64,500	各種別の株式の内容は、 「1.株式の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)2~10に記載のとおりであります。 (注)
第三回第三種優先株式	53,750,000	53,750	
第四回第三種優先株式	53,750,000	53,750	
第五回第五種優先株式	18,810,000	18,810	
第六回第六種優先株式	57,000,000	57,000	
第七回第七種優先株式	57,000,000	57,000	
第八回第八種優先株式	85,500,000	85,500	
第九回第九種優先株式	121,800,000	121,800	
第十回第十種優先株式	121,800,000	121,800	
単元未満株式	普通株式 612		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
発行済株式総数	8,186,964,612		
総株主の議決権		7,465,034	

(注) 第二回第四種から第十回第十種の各優先株式については、平成15年6月24日開催の定時株主総会以降、議決権が発生しております。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)

2 【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
3. 前中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）及び当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び中央青山監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	3,181,923	4.90	3,327,170	4.90	3,047,925	4.43
コールローン及び買入手形		710,061	1.09	464,304	0.68	627,908	0.91
買現先勘定		1,060,815	1.63	4,048,920	5.96	3,727,924	5.41
債券貸借取引支払保証金		2,015,428	3.10	4,239,216	6.25	3,941,571	5.72
買入金銭債権		170,086	0.26	73,372	0.11	73,620	0.11
特定取引資産	2,9	3,723,984	5.73	8,574,472	12.63	8,806,118	12.79
金銭の信託		32,201	0.05	15,016	0.02	20,974	0.03
有価証券	1, 2,9	14,779,781	22.73	14,264,910	21.02	14,166,927	20.57
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9, 10	32,633,363	50.19	26,698,475	39.33	28,124,274	40.84
外国為替	8,9	535,372	0.82	588,015	0.87	562,900	0.82
その他資産	9, 11,16	2,756,912	4.24	3,296,957	4.86	3,052,992	4.43
動産不動産	9, 12,13	317,520	0.49	275,725	0.41	308,381	0.45
債券繰延資産		57	0.00	37	0.00	38	0.00
繰延税金資産		1,119,765	1.72	736,518	1.09	1,055,310	1.53
連結調整勘定		-	-	105,031	0.15	110,559	0.16
支払承諾見返		2,899,729	4.46	2,223,527	3.28	2,317,963	3.37
貸倒引当金		918,974	1.41	1,051,314	1.55	1,071,810	1.56
投資損失引当金		1,947	0.00	4,760	0.01	4,990	0.01
資産の部合計		65,016,083	100.00	67,875,596	100.00	68,868,592	100.00
(負債の部)							
預金	9	16,187,416	24.90	15,074,972	22.21	15,263,691	22.16
譲渡性預金		6,773,077	10.42	4,821,362	7.10	3,691,860	5.36
債券		8,819,691	13.57	7,441,695	10.97	7,877,725	11.44
コールマネー及び売渡手形	9	13,356,007	20.54	11,222,231	16.53	13,981,463	20.30
売現先勘定	9	4,345,903	6.68	6,740,720	9.93	8,106,377	11.77
債券貸借取引受入担保金	9	2,194,528	3.38	4,928,010	7.26	3,939,012	5.72
コマースナル・ペーパー		86,125	0.13	292,700	0.43	153,400	0.22
特定取引負債		2,841,176	4.37	6,099,965	8.99	5,443,298	7.90
借入金	9,14	1,182,207	1.82	1,018,674	1.50	1,016,621	1.48
外国為替		232,400	0.36	212,465	0.31	181,196	0.26
短期社債		-	-	70,000	0.10	-	-
社債	15	1,526,117	2.35	1,390,855	2.05	1,410,811	2.05
その他負債		2,049,299	3.15	2,925,663	4.31	3,125,854	4.54
賞与引当金		4,455	0.01	12,027	0.02	20,126	0.03
退職給付引当金		2,446	0.00	1,487	0.00	2,396	0.00
偶発損失引当金	16	138,700	0.21	142,103	0.21	141,124	0.21
特別法上の引当金		-	-	615	0.00	439	0.00
繰延税金負債		6,322	0.01	11,928	0.02	3,861	0.01
再評価に係る繰延税金負債	12	68,030	0.10	66,159	0.10	64,537	0.09
支払承諾		2,899,729	4.46	2,223,527	3.28	2,317,963	3.37
負債の部合計		62,713,635	96.46	64,697,164	95.32	66,741,764	96.91
(少数株主持分)							
少数株主持分		744,539	1.14	1,352,950	1.99	776,985	1.13
(資本の部)							
資本金		710,000	1.09	1,070,965	1.58	1,070,965	1.55
資本剰余金		655,241	1.01	258,247	0.38	1,271,230	1.85
利益剰余金		631,268	0.97	237,514	0.35	970,570	1.41
土地再評価差額金	12	113,486	0.17	96,593	0.14	107,665	0.16
その他有価証券評価差額金		443,466	0.68	248,918	0.37	27,186	0.04
為替換算調整勘定		108,621	0.16	86,758	0.13	102,262	0.15
資本の部合計		1,557,908	2.40	1,825,481	2.69	1,349,841	1.96
負債、少数株主持分及び資本の部 合計		65,016,083	100.00	67,875,596	100.00	68,868,592	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		846,305	100.00	880,616	100.00	1,569,239	100.00
資金運用収益		559,747		419,214		1,024,263	
(うち貸出金利息)		(363,226)		(241,493)		(654,145)	
(うち有価証券利息配当金)		(125,089)		(108,744)		(259,489)	
信託報酬		45		20		95	
役員取引等収益		63,014		82,274		137,789	
特定取引収益		42,534		91,061		77,186	
その他業務収益		74,932		133,108		197,052	
その他経常収益		106,031		154,936		132,851	
経常費用		782,255	92.43	545,218	61.91	3,049,472	194.33
資金調達費用		297,204		199,054		528,516	
(うち預金利息)		(82,747)		(40,574)		(136,043)	
(うち債券利息)		(59,972)		(45,468)		(112,281)	
役員取引等費用		11,880		28,327		36,178	
その他業務費用		28,882		60,495		73,064	
営業経費		185,241		164,420		341,479	
その他経常費用		259,047		92,920		2,070,233	
経常利益(は経常損失)		64,049	7.57	335,397	38.09	1,480,232	94.33
特別利益	3	1,018	0.12	53,769	6.10	768	0.05
特別損失	4	10,323	1.22	15,404	1.75	60,031	3.83
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前当期純損失)		54,745	6.47	373,762	42.44	1,539,496	98.11
法人税、住民税及び事業税		3,964	0.47	13,671	1.55	1,581	0.10
法人税等調整額		2,338	0.28	152,844	17.36	69,269	4.41
少数株主利益		14,765	1.74	15,685	1.78	29,254	1.86
中間(当期)純利益 (は当期純損失)		33,676	3.98	191,561	21.75	1,639,601	104.48

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高	1	655,241	1,271,230	655,241
資本剰余金増加高		-	-	716,514
増資による新株の発行		-	-	360,965
株式交換による 資本剰余金増加高	3	-	-	355,549
資本剰余金減少高		-	1,012,982	100,525
欠損てん補に伴う 利益剰余金への振替		-	1,012,982	-
会社分割による 資本剰余金減少高	3	-	-	100,525
資本剰余金中間期末(期末)残高		655,241	258,247	1,271,230
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高	2	596,687	970,570	596,687
利益剰余金増加高		34,580	1,208,084	153,109
中間純利益		33,676	191,561	-
欠損てん補に伴う 資本剰余金からの振替		-	1,012,982	-
連結子会社の増加に伴う 利益剰余金増加高		-	-	7,814
持分法適用会社の増加に伴う 利益剰余金増加高		-	-	2,224
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金増加高		-	-	136,581
土地再評価差額金取崩による 利益剰余金増加高		904	3,540	6,488
利益剰余金減少高		-	-	1,720,367
当期純損失		-	-	1,639,601
連結子会社の増加に伴う 利益剰余金減少高		-	-	765
会社分割による 利益剰余金減少高	3	-	-	80,000
利益剰余金中間期末(期末)残高		631,268	237,514	970,570

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前当期純損失)		54,745	373,762	1,539,496
減価償却費		6,750	20,089	35,725
連結調整勘定償却額		-	5,527	-
持分法による投資損益()		396	1,293	48,089
貸倒引当金の増加額		78,154	17,058	76,710
投資損失引当金の増加額		1,746	229	1,218
偶発損失引当金の増加額		4,496	978	6,920
賞与引当金の増加額		764	8,463	261
退職給付引当金の増加額		8,576	908	8,665
資金運用収益		559,747	419,214	1,024,263
資金調達費用		297,204	199,054	528,516
有価証券関係損益()		4,057	181,969	649,565
金銭の信託の運用損益()		760	261	755
為替差損益()		115,394	2,188	98,517
動産不動産処分損益()		9,448	10,233	21,030
退職給付信託設定関係損益()		20,714	10,840	20,656
特定取引資産の純増()減		764,877	285,502	504,041
特定取引負債の純増減()		274,560	621,982	397,701
貸出金の純増()減		7,932,524	1,210,388	12,377,081
預金の純増減()		18,032,411	196,083	18,960,936
譲渡性預金の純増減()		55,629	1,129,453	3,137,705
債券の純増減()		531,065	436,029	1,471,828
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		1,609	4,540	266,324
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減		885,850	107,087	1,117,674
コールローン等の純増()減		109,074	15,218	366,745
債券貸借取引支払保証金の純増()減		896,693	297,644	1,122,692
コールマネー等の純増減()		9,311,371	4,299,818	10,092,192
コマーシャル・ペーパーの純増減()		151,932	139,300	110,756
債券貸借取引受入担保金の純増減()		540,571	988,997	537,656
外国為替(資産)の純増()減		493,390	43,569	469,578
外国為替(負債)の純増減()		490,995	34,386	546,143
短期社債(負債)の純増減()		-	70,000	-
普通社債の発行・償還による純増減()		5,719	5,814	8,113
資金運用による収入		585,610	478,416	1,078,337
資金調達による支出		371,656	243,861	641,700
その他		340,675	728,978	29,644
小計		919,422	1,021,317	743,884
法人税等の支払額		89,279	5,285	74,626
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,008,702	1,026,603	818,510

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ ッシュ・フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		17,419,105	19,691,687	34,061,282
有価証券の売却による収入		12,036,583	16,411,523	26,746,302
有価証券の償還による収入		3,399,147	4,058,795	5,318,482
金銭の信託の増加による支出		733	117	20,364
金銭の信託の減少による収入		9,131	7,439	42,257
動産不動産の取得による支出		10,196	6,409	17,015
動産不動産の売却による収入		3,909	8,521	18,245
連結範囲の変動を伴う子会社株式 の売却による収入		8,103	50,716	16,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,973,158	838,782	1,957,312
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		10,000	109	10,000
劣後特約付借入金返済による支 出		235,500	-	800,000
劣後特約付社債の償還による支出		113,504	15,000	320,761
株式の発行による収入		-	-	721,930
少数株主からの払込みによる収入		-	576,972	-
少数株主への配当金支払額		14,715	14,722	29,499
財務活動によるキャッシュ・フロー		353,719	547,358	418,330
現金及び現金同等物に係る換算差額		421	510	132
現金及び現金同等物の増加額		3,336,001	359,027	3,194,021
現金及び現金同等物の期首残高	1	5,114,334	1,953,873	5,114,334
株式交換に伴う現金及び現金同等物 の増加額		-	-	35,973
連結除外に伴う現金及び現金同等物 の減少額()		-	-	2,413
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	2	1,778,332	2,312,900	1,953,873

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社 82社 主要な会社名 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Chekiang First Bank Ltd. The Fuji Bank and Trust Company MHC America Holdings, Inc. The Industrial Bank of Japan Trust Company なお、10822 TOLLER DRIVE LLC他1社は、設立等により 当中間連結会計期間から連結 しており、興銀オフィスサー ビス株式会社他10社は、清算 等により連結の範囲から除外 しております。 また、当行の分割合併によ り、Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.他62社は当中 間連結会計期間から連結して おり、みずほアセット信託銀 行株式会社他32社は連結の範 囲から除外しております。</p> <p>(2)非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資 産、経常収益、中間純損益 (持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等 からみて、連結の範囲から除 いても企業集団の財政状態及 び経営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲か ら除外しております。</p>	<p>(1)連結子会社 52社 主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHC America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレ ート 株式会社みずほグローバ ル なお、株式会社みずほグロ ーバル他2社は、設立により 当中間連結会計期間から連結 しており、Chekiang First Bank Ltd.他17社は、売却等 により連結の範囲から除外し ております。</p> <p>(2)非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資 産、経常収益、中間純損益 (持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等 からみて、連結の範囲から除 いても企業集団の財政状態及 び経営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲か ら除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 67社 主要な連結子会社名は、 「第1 企業の概況 4. 関 係会社の状況」に記載してい るため省略しました。 なお、みずほ証券株式会社 他11社は、持分の増加等によ り当連結会計年度から連結し ており、興銀オフィスサー ビス株式会社他35社は、清算等 により連結の範囲から除外し ております。 また、当連結会計年度初に おいては、当行の分割合併に より、Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.他62社 を連結の範囲に含め、みずほ アセット信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会 社)他32社を連結の範囲から 除外しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資 産、経常収益、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等 からみて、連結の範囲から除 いても企業集団の財政状態及 び経営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲か ら除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事 項	(1)持分法適用の非連結子会社 0社	(1)持分法適用の非連結子会社 0社	(1)持分法適用の非連結子会社 0社

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(2)持分法適用の関連会社 40社 主要な会社名 みずほインベスターズ証券株式会社 みずほアセット信託銀行株式会社 興銀リース株式会社 なお、興銀リース株式会社他8社は持分の増加等により当中間連結会計期間から持分法を適用しており、IBJ Nomura Financial Products Holdings plc他1社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>また、当行の分割合併により、みずほアセット信託銀行株式会社他25社は当中間連結会計期間から持分法を適用しており、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社他15社は持分法の対象から除いております。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc.</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社 主要な会社名 FIMCO SPC (Cayman) Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(2)持分法適用の関連会社 23社 主要な会社名 新光証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社 なお、株式会社みずほアドバイザリー他2社は設立等により当中間連結会計期間から持分法を適用しており、株式会社ワールドゲートウェイ他3社は、清算等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc.</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Ltd. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(2)持分法適用の関連会社 24社 主要な会社名 新光証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社 なお、新光証券株式会社他14社は持分の増加等により当連結会計年度から持分法を適用しており、IBJ Nomura Financial Products Holdings plc他23社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>また、当連結会計年度初においては、当行の分割合併により、富士銀オペレーションサービス株式会社他25社を持分法の対象とし、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社他15社を持分法の対象から除外しました。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc.</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Ltd. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																				
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>65社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>10社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、12月最終営業日の前日及び12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	65社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	10社	12月最終営業日の前日	3社	12月末日	1社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>32社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>15社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>3社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	32社	7月末日	1社	9月末日	15社	12月最終営業日の前日	3社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>11月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>51社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>10社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>3社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日、11月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	11月末日	1社	12月末日	51社	1月末日	1社	3月末日	10社	6月最終営業日の前日	3社
4月末日	1社																																						
6月末日	65社																																						
7月末日	1社																																						
8月末日	1社																																						
9月末日	10社																																						
12月最終営業日の前日	3社																																						
12月末日	1社																																						
4月末日	1社																																						
6月末日	32社																																						
7月末日	1社																																						
9月末日	15社																																						
12月最終営業日の前日	3社																																						
10月末日	1社																																						
11月末日	1社																																						
12月末日	51社																																						
1月末日	1社																																						
3月末日	10社																																						
6月最終営業日の前日	3社																																						
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度初と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度初と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度初と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度初と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>																																				

[次へ](#)

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年~50年 動産 2年~20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、動産については定率法を、建物及びその他の資産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年~50年 動産 2年~20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定率法(但し建物については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3~50年 動産 2~20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の債券繰延資産(債券発行費用)は、商法の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の債券繰延資産(債券発行費用)は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の債券繰延資産(債券発行費用)は、商法の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 新株発行費は発生時に全額費用処理しております。</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,231,809百万円であります。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係)5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係)5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は831,398百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は849,331百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行及び国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行及び国内連結子会社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として15,705百万円計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末において測定された返還相当額(最低責任準備金)は63,375百万円であります。</p>	<p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

[次へ](#)

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内連結子会社で金融先物取引責任準備金71百万円及び証券取引責任準備金543百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内連結子会社で金融先物取引責任準備金62百万円及び証券取引責任準備金377百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 同左</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 同左</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(14) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、当行は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は6,771百万円増加、「その他負債」は6,714百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ56百万円増加しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は253,760百万円、「特定取引負債」は293,380百万円、「その他資産」は550,627百万円、「その他負債」は511,007百万円それぞれ増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢が為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 同左	(13) リース取引の処理方法 同左
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりますが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,259,360百万円、繰延ヘッジ利益は1,239,770百万円です。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建其他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は「(セグメント情報)」に記載しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		(八) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。 なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
	(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 同左	(15) 消費税等の会計処理 同左
	(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。		
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および中央銀行への預け金であります。

[次へ](#)

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		
	<p>平成15年1月6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）に基づき発行した無券面のコマーシャル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。</p> <p>なお、約束手形として発行したコマーシャル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマーシャル・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャル・ペーパー利息として表示しております。</p>	
		<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金12,862百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金28,613百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p> このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとしたということではありません。 </p> <p> 上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は11,149百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は28,991百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。 </p> <p> また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 </p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。</p> <p>なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年大阪府条例第77号）（以下平成14年改正府条例）が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年大阪府条例第14号）（以下平成15年改正府条例）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,720百万円減少しました。</p> <p>また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の40.9%から40.7%となり、当行の繰延税金資産の金額は4,671百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式221,522百万円及び出資金450百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券等のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,541,253百万円、再貸付けに供している有価証券は32,739百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,183,388百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は378,832百万円、延滞債権額は765,255百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式61,391百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計13,447百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,157,013百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,302,371百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は155,378百万円、延滞債権額は314,659百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は6,660百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式59,061百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計23,104百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,352,536百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,278,413百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は191,288百万円、延滞債権額は362,705百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は7,286百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は31,169百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,460,680百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,635,936百万円であります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は2,013,295百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は372,749百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,384百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,493,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,965,420百万円であります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は6,660百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は2,755,450百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は364,073百万円あります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,777百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,694,226百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,257,998百万円あります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は7,286百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は2,755,450百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は386,914百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																																		
<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>553,148百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,461,870百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,064,779百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>254,982百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>3,268,600百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,128,052百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入 担保金</td> <td>1,573,116百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」44,305百万円、「特定取引資産」1,184百万円、「有価証券」1,373,823百万円、「貸出金」195,192百万円及び「その他資産」26百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は13,093百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は15,400百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円であります。</p>	特定取引資産	553,148百万円	有価証券	7,461,870百万円	貸出金	1,064,779百万円	預金	254,982百万円	コールマネー及び 売渡手形	3,268,600百万円	売現先勘定	4,128,052百万円	債券貸借取引受入 担保金	1,573,116百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>4,366,780百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,449,947百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>693,369百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>53百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>234,238百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>3,721,600百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,034,301百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入 担保金</td> <td>4,096,970百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>353,725百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,749百万円、「特定取引資産」25,981百万円、「有価証券」912,397百万円及び「貸出金」396,986百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は15,197百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は21,571百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円であります。</p>	特定取引資産	4,366,780百万円	有価証券	7,449,947百万円	貸出金	693,369百万円	動産不動産	53百万円	預金	234,238百万円	コールマネー及び 売渡手形	3,721,600百万円	売現先勘定	4,034,301百万円	債券貸借取引受入 担保金	4,096,970百万円	借入金	353,725百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>3,758,343百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,346,847百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>984,171百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>63百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>250,661百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>4,205,300百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>5,452,092百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入 担保金</td> <td>3,101,317百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>326,255百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,506百万円、「特定取引資産」13,413百万円、「有価証券」976,204百万円、「貸出金」466,821百万円及び「その他資産」8,220百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は15,219百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は38,820百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円であります。</p>	特定取引資産	3,758,343百万円	有価証券	8,346,847百万円	貸出金	984,171百万円	動産不動産	63百万円	預金	250,661百万円	コールマネー及び 売渡手形	4,205,300百万円	売現先勘定	5,452,092百万円	債券貸借取引受入 担保金	3,101,317百万円	借入金	326,255百万円
特定取引資産	553,148百万円																																																			
有価証券	7,461,870百万円																																																			
貸出金	1,064,779百万円																																																			
預金	254,982百万円																																																			
コールマネー及び 売渡手形	3,268,600百万円																																																			
売現先勘定	4,128,052百万円																																																			
債券貸借取引受入 担保金	1,573,116百万円																																																			
特定取引資産	4,366,780百万円																																																			
有価証券	7,449,947百万円																																																			
貸出金	693,369百万円																																																			
動産不動産	53百万円																																																			
預金	234,238百万円																																																			
コールマネー及び 売渡手形	3,721,600百万円																																																			
売現先勘定	4,034,301百万円																																																			
債券貸借取引受入 担保金	4,096,970百万円																																																			
借入金	353,725百万円																																																			
特定取引資産	3,758,343百万円																																																			
有価証券	8,346,847百万円																																																			
貸出金	984,171百万円																																																			
動産不動産	63百万円																																																			
預金	250,661百万円																																																			
コールマネー及び 売渡手形	4,205,300百万円																																																			
売現先勘定	5,452,092百万円																																																			
債券貸借取引受入 担保金	3,101,317百万円																																																			
借入金	326,255百万円																																																			
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,600,039百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,084,651百万円あります。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,560,590百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,419,129百万円あります。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,311,191百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,774,739百万円あります。</p>																																																		

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,609,890百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,557,568百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>なお、一部の海外子会社においても当行と同様の取扱いを行っております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,439,283百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,386,284百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,599,019百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,569,953百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,565百万円</p> <p>なお、一部の海外子会社においても当行と同様の取扱いを行っております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>13. 動産不動産の減価償却累計額 155,657百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金901,458百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債1,495,781百万円が含まれております。</p> <p>16. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(10)偶発損失引当金の計上基準参照)</p>	<p>13. 動産不動産の減価償却累計額 145,297百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金336,960百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債1,281,931百万円が含まれております。</p> <p>16. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(10)偶発損失引当金の計上基準参照)</p>	<p>13. 動産不動産の減価償却累計額 150,850百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金337,131百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債1,297,993百万円が含まれております。</p> <p>16. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を「偶発損失引当金」として計上しております(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(10)偶発損失引当金の計上基準参照)</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益29,097百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円及び退職給付信託設定益20,714百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額34,350百万円、貸出金償却101,221百万円及び株式等償却50,100百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、動産不動産処分損5,898百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,424百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益138,276百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額48,252百万円及び株式関係の金融派生商品費用15,404百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計29,344百万円、厚生年金基金代行返上益15,705百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、動産不動産処分損10,853百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,375百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益58,994百万円、退職給付信託設定による信託設定益22,829百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却429,273百万円、株式等償却482,181百万円、その他の債権売却損202,142百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、当行の退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額8,751百万円、みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』及びみずほ『変革・加速プログラム』実施にともない、臨時的に発生した債権売却損28,500百万円並びに株式売却損1,477百万円を含んでおります。</p>

(中間連結剰余金計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>1. 資本剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日で会社分割及び合併を行ったことに伴う274,666百万円の減少を含んでおります。</p> <p>2. 利益剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日で会社分割及び合併を行ったことに伴う712,296百万円の増加及び136,978百万円の減少を含んでおります。</p>		<p>1. 資本剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日で会社分割及び合併を行ったことに伴う274,666百万円の減少を含んでおります。</p> <p>2. 利益剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日で会社分割及び合併を行ったことに伴う712,296百万円の増加及び136,978百万円の減少を含んでおります。</p> <p>3. 株式交換による資本剰余金増加高、会社分割による資本剰余金減少高、会社分割による利益剰余金減少高は、平成15年3月12日付で行った「事業再構築」によるものであります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																								
<p>1. 現金及び現金同等物の期首残高には、 当行が平成14年 4月 1日付で会社分割及 び合併を行ったことに伴う1,963,023百 万円の増加及び523,422百万円の減少を 含んでおります。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成14年 9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,181,923百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>928,422百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>475,168百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同 等物</u></td> <td><u>1,778,332百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,181,923百万円	定期預け金	928,422百万円	その他	475,168百万円	<u>現金及び現金同 等物</u>	<u>1,778,332百万円</u>	<p>2. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成15年 9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,327,170百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>782,844百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>231,424百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同 等物</u></td> <td><u>2,312,900百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,327,170百万円	定期預け金	782,844百万円	その他	231,424百万円	<u>現金及び現金同 等物</u>	<u>2,312,900百万円</u>	<p>1. 現金及び現金同等物の期首残高には、 当行が平成14年 4月 1日付で会社分割及 び合併を行ったことに伴う1,963,023百 万円の増加及び523,422百万円の減少を 含んでおります。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成15年 3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,047,925百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>868,112百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>225,939百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同 等物</u></td> <td><u>1,953,873百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,047,925百万円	定期預け金	868,112百万円	その他	225,939百万円	<u>現金及び現金同 等物</u>	<u>1,953,873百万円</u>
現金預け金勘定	3,181,923百万円																									
定期預け金	928,422百万円																									
その他	475,168百万円																									
<u>現金及び現金同 等物</u>	<u>1,778,332百万円</u>																									
現金預け金勘定	3,327,170百万円																									
定期預け金	782,844百万円																									
その他	231,424百万円																									
<u>現金及び現金同 等物</u>	<u>2,312,900百万円</u>																									
現金預け金勘定	3,047,925百万円																									
定期預け金	868,112百万円																									
その他	225,939百万円																									
<u>現金及び現金同 等物</u>	<u>1,953,873百万円</u>																									

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>27,554百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>10,821百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>38,375百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td> 動産</td><td>7,914百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>7,929百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 動産</td><td>19,640百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>10,806百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>30,446百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>3,646百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>30,098百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>33,745百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>当中間連結会計期間の支払リース料</td><td>2,449百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,131百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>196百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>11,181百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>83,891百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>95,072百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	27,554百万円	その他	10,821百万円	合計	38,375百万円	動産	7,914百万円	その他	14百万円	合計	7,929百万円	動産	19,640百万円	その他	10,806百万円	合計	30,446百万円	1年内	3,646百万円	1年超	30,098百万円	合計	33,745百万円	当中間連結会計期間の支払リース料	2,449百万円	減価償却費相当額	3,131百万円	支払利息相当額	196百万円	1年内	11,181百万円	1年超	83,891百万円	合計	95,072百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>15,117百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>15,117百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td> 動産</td><td>9,023百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>9,023百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 動産</td><td>6,093百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>6,093百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>3,227百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>6,406百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>9,633百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>当中間連結会計期間の支払リース料</td><td>1,754百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,818百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>142百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>8,761百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>91,276百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>100,038百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	15,117百万円	その他	-百万円	合計	15,117百万円	動産	9,023百万円	その他	-百万円	合計	9,023百万円	動産	6,093百万円	その他	-百万円	合計	6,093百万円	1年内	3,227百万円	1年超	6,406百万円	合計	9,633百万円	当中間連結会計期間の支払リース料	1,754百万円	減価償却費相当額	1,818百万円	支払利息相当額	142百万円	1年内	8,761百万円	1年超	91,276百万円	合計	100,038百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>14,599百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>14,599百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td> 動産</td><td>8,517百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>8,517百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 動産</td><td>6,082百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>6,082百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>3,113百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>6,416百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>9,530百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>4,101百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>5,255百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>323百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>10,834百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>82,845百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>93,680百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	14,599百万円	その他	-百万円	合計	14,599百万円	動産	8,517百万円	その他	-百万円	合計	8,517百万円	動産	6,082百万円	その他	-百万円	合計	6,082百万円	1年内	3,113百万円	1年超	6,416百万円	合計	9,530百万円	支払リース料	4,101百万円	減価償却費相当額	5,255百万円	支払利息相当額	323百万円	1年内	10,834百万円	1年超	82,845百万円	合計	93,680百万円
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	27,554百万円																																																																																																																			
その他	10,821百万円																																																																																																																			
合計	38,375百万円																																																																																																																			
動産	7,914百万円																																																																																																																			
その他	14百万円																																																																																																																			
合計	7,929百万円																																																																																																																			
動産	19,640百万円																																																																																																																			
その他	10,806百万円																																																																																																																			
合計	30,446百万円																																																																																																																			
1年内	3,646百万円																																																																																																																			
1年超	30,098百万円																																																																																																																			
合計	33,745百万円																																																																																																																			
当中間連結会計期間の支払リース料	2,449百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	3,131百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	196百万円																																																																																																																			
1年内	11,181百万円																																																																																																																			
1年超	83,891百万円																																																																																																																			
合計	95,072百万円																																																																																																																			
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	15,117百万円																																																																																																																			
その他	-百万円																																																																																																																			
合計	15,117百万円																																																																																																																			
動産	9,023百万円																																																																																																																			
その他	-百万円																																																																																																																			
合計	9,023百万円																																																																																																																			
動産	6,093百万円																																																																																																																			
その他	-百万円																																																																																																																			
合計	6,093百万円																																																																																																																			
1年内	3,227百万円																																																																																																																			
1年超	6,406百万円																																																																																																																			
合計	9,633百万円																																																																																																																			
当中間連結会計期間の支払リース料	1,754百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	1,818百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	142百万円																																																																																																																			
1年内	8,761百万円																																																																																																																			
1年超	91,276百万円																																																																																																																			
合計	100,038百万円																																																																																																																			
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	14,599百万円																																																																																																																			
その他	-百万円																																																																																																																			
合計	14,599百万円																																																																																																																			
動産	8,517百万円																																																																																																																			
その他	-百万円																																																																																																																			
合計	8,517百万円																																																																																																																			
動産	6,082百万円																																																																																																																			
その他	-百万円																																																																																																																			
合計	6,082百万円																																																																																																																			
1年内	3,113百万円																																																																																																																			
1年超	6,416百万円																																																																																																																			
合計	9,530百万円																																																																																																																			
支払リース料	4,101百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	5,255百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	323百万円																																																																																																																			
1年内	10,834百万円																																																																																																																			
1年超	82,845百万円																																																																																																																			
合計	93,680百万円																																																																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
(2)貸手側 ・該当ありません。	(2)貸手側 ・未経過リース料 1年内 1,018百万円 1年超 9,368百万円 合計 10,386百万円	(2)貸手側 ・未経過リース料 1年内 79百万円 1年超 106百万円 合計 186百万円

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	4,487,610	3,938,396	549,214	134,929	684,143
債券	4,453,125	4,465,228	12,103	14,256	2,153
国債	4,219,428	4,228,988	9,559	10,416	856
地方債	66,084	68,763	2,679	2,706	27
社債	167,612	167,477	135	1,134	1,269
その他	4,943,798	5,062,520	118,721	141,424	22,702
合計	13,884,534	13,466,145	418,388	290,609	708,998

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、38,310百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価のない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成14年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	431,978
非公募債券	384,645
非上場外国証券等	311,955

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	2,755,512	3,185,513	430,001	519,793	89,791
債券	5,828,178	5,776,672	51,505	5,785	57,291
国債	5,574,154	5,521,662	52,492	3,390	55,883
地方債	56,075	57,604	1,529	1,664	134
社債	197,948	197,405	542	731	1,273
その他	3,788,256	3,827,845	39,588	49,123	9,534
合計	12,371,947	12,790,032	418,084	574,702	156,617

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、66百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成15年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	737,529
非公募債券	394,696
非上場外国証券等	290,005

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6,110,502	4,559

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	2,938,417	2,802,435	135,982	102,675	238,657
債券	4,911,616	4,935,288	23,671	24,072	401
国債	4,688,314	4,706,063	17,748	17,940	191
地方債	67,057	71,788	4,730	4,751	21
社債	156,244	157,436	1,191	1,381	189
その他	5,114,539	5,201,784	87,244	101,668	14,423
合計	12,964,574	12,939,507	25,066	228,416	253,483

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は、458,816百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	27,304,423	205,685	343,049

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	467,126
非公募債券	406,203
非上場外国証券等	303,821

7. 保有目的を変更した有価証券（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	1,661,519	2,472,539	1,151,318	56,088
国債	1,608,869	2,028,414	1,068,780	-
地方債	3,520	8,999	46,737	12,530
社債	49,129	435,125	35,800	43,558
その他	739,866	2,895,741	516,710	1,234,606
合計	2,401,385	5,368,281	1,668,029	1,290,695

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	20,974	26

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	418,511
その他有価証券	418,511
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	89
(-)繰延税金負債	919
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	419,341
(-)少数株主持分相当額	136
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	24,261
その他有価証券評価差額金	443,466

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	417,874
その他有価証券	417,874
(-)繰延税金負債	169,426
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	248,447
(-)少数株主持分相当額	911
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,381
その他有価証券評価差額金	248,918

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	25,210
(-)繰延税金負債	1,037
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	26,248
(-)少数株主持分相当額	1,002
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	64
その他有価証券評価差額金	27,186

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	44,786,827	67,051	67,051
	金利オプション	24,307,365	2,929	5,874
店頭	金利先渡契約	56,506,701	655	655
	金利スワップ	480,101,904	304,095	304,095
	金利オプション	18,232,861	4,677	4,677
	合計	-	-	382,354

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	18,497,039	185,073	239,790

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	405,233	634	11,018

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	36,246,137
	通貨オプション	10,644,221

(3)株式関連取引（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

(4)債券関連取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	1,005,096	4,006	4,006
	債券先物オプション	308,798	614	248
	合計	-	-	4,255

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	89,850	165	390
	合計	-	-	390

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	60,863	173	173
	合計	-	-	173

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7)ウェザーデリバティブ取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ	622	0	3
	合計	-	-	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	66,981,841	8,175	8,175
	金利オプション	31,552,870	1,008	530
店頭	金利先渡契約	54,942,055	432	432
	金利スワップ	599,461,593	189,574	189,574
	金利オプション	20,530,112	2,166	2,166
	合計	-	-	198,952

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	43,741	56	56
店頭	通貨スワップ	20,212,651	91,083	3,481
	為替予約	27,257,495	76,436	76,436
	通貨オプション	10,220,140	1,835	2,681
	合計	-	-	82,542

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3)株式関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	160,717	630	630
	株式指数先物オプション	143,101	359	979
店頭	有価証券店頭オプション	378,833	6,087	3,747
	有価証券店頭指数等スワップ	100	11	11
	株式先渡契約	5,563	93	93
	合計	-	-	5,461

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,038,952	1,001	1,001
	債券先物オプション	121,830	237	9
店頭	債券店頭オプション	1,141,994	2,652	2,558
	合計	-	-	3,550

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5)商品関連取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	319,806	664	853
	合計	-	-	853

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	769,825	47,014	47,014
	合計	-	-	47,014

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7)ウェザーデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	595	7	8
	合計	-	-	8

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション

通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引、通貨先物

株式関連取引：株式店頭オプション

債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他：クレジットデリバティブ、コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2) 利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」を目的としたデリバティブ取引については、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当行及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握し、最もニーズに適した商品の提供を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、適正な販売を行っております。また、商品の提供にあたっては、お客さまに商品の内容や商品に内在するリスクについて十分な説明を行い、ご理解をいただいております。

「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。

市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。

市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

市場業務に係る具体的運営方針につきましては、当行及び連結子会社全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM・マーケットリスク委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行及び連結子会社では、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築しておりますが、市場リスクについては、「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定めております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として統合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行及び連結子会社全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的に取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やポジションの把握を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティーや各商品間の相関係数は、市場情勢を適切に反映させるため、隔週で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産など同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

当行及び連結子会社のトレーディング勘定及び外国為替にかかるVaRは以下のとおりであります。

VaRの範囲、前提等

- ・信頼区間：片側99.0%
 - ・保有期間：1日
 - ・変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）
- 対象期間中のVaRの実績
- ・最大値：4,217百万円
 - ・平均値：2,331百万円

対象期間は平成14年4月1日～平成15年3月31日

（注） VaR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VaRの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

（信用リスク相当額）（平成15年3月31日現在）

種類	金額（百万円）
金利スワップ	9,223,042
通貨スワップ	918,442
先物外国為替取引	620,674
金利オプション（買）	138,791
通貨オプション（買）	231,836
その他の金融派生商品	134,166
一括清算ネットティング契約による信用リスク相当額削減効果	8,645,378
合計	2,621,574

（注） 上記は、連結自己資本比率（国際統一基準）に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	30,073,444	2,660,793	218,147	218,147
	買建	31,032,145	2,696,023	222,515	222,515
	金利オプション				
	売建	7,036,119	666,435	4,877	1,118
	買建	7,959,168	429,337	6,931	3,352
店頭	金利先渡契約				
	売建	32,797,851	7,228,548	32,768	32,768
	買建	29,982,492	5,090,079	33,979	33,979
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	233,098,930	152,842,678	7,051,244	7,051,244
	受取変動・支払固定	231,207,112	153,279,978	6,754,790	6,754,790
	受取変動・支払変動	39,106,015	30,055,530	9,319	9,319
	受取固定・支払固定	149,593	137,750	4,349	4,349
	金利オプション				
	売建	8,632,673	5,607,511	65,254	65,254
買建	9,236,205	5,750,863	67,212	67,212	
	合計	-	-	-	301,069

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	19,387,134	13,119,233	91,386	120,198
	合計	-	-	-	120,198

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	252,383	2,124	1,391

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等（百万円）
取引所	通貨先物	
	売建	2,644
	買建	3,173
店頭	為替予約	
	売建	14,733,892
	買建	17,472,515
	通貨オプション	
	売建	3,960,346
	買建	3,839,741

[次へ](#)

(3) 株式関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	61,542	-	1,640	1,640
	買建	3,045	-	106	106
	株式指数先物オプション				
	売建	15,781	-	248	5
	買建	48,451	-	373	40
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	40,095	2,081	1,664	116
	買建	74,223	6,893	3,527	938
	株式先渡契約				
	売建	-	-	-	-
買建	2,233	-	142	142	
	合計	-	-	-	603

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	614,356	-	506	506
	買建	827,969	-	3,276	3,276
	債券先物オプション				
	売建	173,073	-	409	164
	買建	132,157	-	464	129
店頭	債券店頭オプション				
	売建	31,513	-	114	41
	買建	68,548	707	563	144
	合計	-	-	-	2,991

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売建	131,197	77,335	4,005	390
	買建	131,197	77,335	3,601	998
	合計	-	-	-	607

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	19,669	16,278	17	17
	買建	502,951	498,680	84,555	84,555
	合計	-	-	-	84,572

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	166	-	7	4
	買建	166	-	7	5
	合計	-	-	-	0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	764,875	114,039	1,701	880,616	-	880,616
(2)セグメント間の内部経常収益	1,546	15,402	349	17,297	(17,297)	-
計	766,421	129,441	2,051	897,914	(17,297)	880,616
経常費用	454,409	104,863	2,995	562,267	(17,048)	545,218
経常利益(は経常損失)	312,012	24,578	944	335,646	(249)	335,397

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...リース業等

3. 当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は銀行業についてそれぞれ8,036百万円減少しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

当行は平成15年3月12日付で行った「事業再構築」に伴い、みずほ証券株式会社及びその子会社であるMizuho International plc等の証券業を営む子会社を新たに当行の連結子会社といたしました。そのため事業の種類別セグメントについては、「銀行業」「証券業」「その他事業」の3区分としております。

なお、みずほ証券株式会社及びその子会社の支配獲得は、当連結会計年度末に行われているため、各社の貸借対照表のみを連結しております。

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,534,337	24,468	10,434	1,569,239	-	1,569,239
(2)セグメント間の内部経常収益	905	3,993	16,774	21,673	(21,673)	-
計	1,535,243	28,461	27,209	1,590,913	(21,673)	1,569,239
経常費用	3,035,901	11,614	31,326	3,078,843	(29,370)	3,049,472
経常利益(は経常損失)	1,500,658	16,846	4,117	1,487,929	(7,696)	1,480,232

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...リース業、投資顧問業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	561,335	134,152	63,396	87,421	846,305	-	846,305
(2)セグメント間の内部経常収益	10,960	34,718	8,498	6,910	61,087	(61,087)	-
計	572,295	168,870	71,894	94,332	907,393	(61,087)	846,305
経常費用	571,696	127,051	54,642	85,611	839,002	(56,746)	782,255
経常利益	598	41,818	17,252	8,721	68,390	(4,340)	64,049

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	644,059	98,678	47,122	90,756	880,616	-	880,616
(2)セグメント間の内部経常収益	126,095	32,310	55	950	159,411	(159,411)	-
計	770,155	130,988	47,177	91,707	1,040,028	(159,411)	880,616
経常費用	422,643	116,552	16,563	90,020	645,779	(100,560)	545,218
経常利益	347,512	14,436	30,614	1,686	394,249	(58,851)	335,397

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

3. 当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は、日本について4,773百万円、欧州について2,245百万円、アジア・オセアニアについて1,018百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・オ セアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に 対する経常 収益	1,059,761	245,615	110,479	153,383	1,569,239	-	1,569,239
(2)セグメント 間の内部経 常収益	13,109	70,388	16,398	16,980	116,876	(116,876)	-
計	1,072,871	316,004	126,877	170,363	1,686,116	(116,876)	1,569,239
経常費用	2,585,207	244,653	93,361	233,689	3,156,911	(107,438)	3,049,472
経常利益（は経 常損失）	1,512,336	71,351	33,516	63,325	1,470,794	(9,438)	1,480,232

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	284,970
連結経常収益	846,305
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	33.6

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	236,557
連結経常収益	880,616
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	26.8

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	509,478
連結経常収益	1,569,239
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	32.4

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	80.29	0.05	69.68
1株当たり中間(当期)純利益(は1株当たり当期純損失)	円	5.95	28.04	286.73
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	4.63	22.69	-

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 1株当たり中間(当期)純利益(は1株当たり当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益(は1株当たり純損失)				
中間(当期)純利益(は当期純損失)	百万円	33,676	191,561	1,639,601
普通株式に係る中間(当期)純利益(は普通株式に係る当期純損失)	百万円	33,676	191,561	1,639,601
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	5,653,556	6,831,124	5,718,080
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
普通株式増加数	千株	1,608,574	1,608,574	-
うち優先株式	千株	1,608,574	1,608,574	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要				<p>第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式。</p> <p>なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p>

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>当行の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。同社に対する当行の貸出金は9,247百万円ですが、損失負担額については、現在確定しておりません。</p>		
<p>当行の完全親会社である株式会社みずほホールディングス(以下MHHDという)は、同社の平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下のとおりであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。</p> <p>1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下MHFGという)を設立し、平成15年3月に、MHHDとMHFGが株式交換を行い、MHHDはMHFGの完全子会社となります。</p> <p>2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当行の関係会社の状況が変動いたします。その主なものは以下のとおりであります。</p> <p>(1) 当行の連結子会社から除外される会社</p> <p>第一勸業アセットマネジメント株式会社、興銀システム開発株式会社</p> <p>(2) 当行の持分法適用関連会社から除外される会社</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、富士投信投資顧問株式会社、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社富士総合研究所</p> <p>(3) 新たに当行の連結子会社となる会社</p> <p>みずほ証券株式会社</p> <p>なお、(1)及び(2)の会社は、MHFGの子会社ないし関連会社となります。</p>		

(2)【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	3,107,638	4.71	3,478,569	6.05	3,086,437	5.18
コールローン		671,932	1.02	389,999	0.68	410,575	0.69
買現先勘定		963,031	1.46	1,112,962	1.93	833,285	1.40
債券貸借取引支払保証金		2,015,428	3.06	2,062,211	3.58	2,241,428	3.76
買入金銭債権		129,667	0.20	71,972	0.13	73,620	0.12
特定取引資産	9	3,928,103	5.96	3,180,143	5.53	3,877,428	6.51
金銭の信託		32,101	0.05	12,826	0.02	19,754	0.03
有価証券	1, 2,9	15,208,780	23.08	16,049,785	27.90	14,716,782	24.69
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9, 10	32,160,833	48.80	24,198,251	42.06	27,632,516	46.37
外国為替	8,9	509,485	0.77	582,204	1.01	540,131	0.91
その他資産	9, 11,17	2,694,128	4.09	2,887,056	5.02	2,839,321	4.76
動産不動産	9, 12, 13,16	283,247	0.43	250,840	0.44	264,634	0.44
債券繰延資産		57	0.00	37	0.00	38	0.00
繰延税金資産		1,123,380	1.70	738,061	1.28	1,064,486	1.79
支払承諾見返		3,982,436	6.04	2,924,569	5.08	3,073,167	5.16
貸倒引当金		899,528	1.37	406,547	0.71	1,075,211	1.80
投資損失引当金		2,054	0.00	402	0.00	4,995	0.01
資産の部合計		65,908,670	100.00	57,532,541	100.00	59,593,402	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	15,625,087	23.71	15,161,857	26.35	14,723,194	24.70
譲渡性預金		6,714,422	10.19	4,818,967	8.38	3,663,465	6.15
債券		8,819,691	13.38	7,442,808	12.94	7,878,927	13.22
コールマネー	9	12,050,363	18.28	9,224,182	16.03	11,701,775	19.63
売現先勘定	9	4,309,017	6.54	3,205,564	5.57	4,568,114	7.67
債券貸借取引受入担保金	9	2,194,528	3.33	2,928,397	5.09	2,191,613	3.68
売渡手形	9	1,367,382	2.07	1,931,600	3.36	2,265,300	3.80
コマーシャル・ペーパー		80,000	0.12	125,000	0.22	62,000	0.10
特定取引負債		3,076,009	4.67	2,366,980	4.11	2,789,451	4.68
借入金	14	2,798,935	4.25	1,973,034	3.43	2,036,031	3.42
外国為替		232,006	0.35	218,652	0.38	183,016	0.31
短期社債		-	-	70,000	0.12	-	-
社債	15	653,100	0.99	653,100	1.14	653,100	1.10
その他負債		2,009,462	3.05	2,387,172	4.15	2,190,013	3.67
賞与引当金		4,217	0.01	2,480	0.00	3,192	0.00
退職給付引当金		1,489	0.00	-	-	1,435	0.00
偶発損失引当金	17	138,700	0.21	141,298	0.25	141,124	0.24
再評価に係る繰延税金負債	16	67,421	0.10	66,159	0.11	63,978	0.11
支払承諾		3,982,436	6.04	2,924,569	5.08	3,073,167	5.16
負債の部合計		64,124,271	97.29	55,641,823	96.71	58,188,903	97.64
(資本の部)							
資本金		710,000	1.08	1,070,965	1.86	1,070,965	1.80
資本剰余金		655,241	0.99	258,247	0.45	1,271,230	2.13
資本準備金		655,241		258,247		1,271,230	
利益剰余金		729,464	1.11	236,275	0.41	1,012,982	1.69
利益準備金		207,761		-		207,761	
任意積立金		409,353		-		329,353	
中間(当期)末処分利益 (は当期未処理損失)		112,349		236,275		1,550,098	
土地再評価差額金	16	110,283	0.17	96,593	0.17	104,740	0.17
その他有価証券評価差額金		420,590	0.64	228,635	0.40	29,453	0.05
資本の部合計		1,784,398	2.71	1,890,717	3.29	1,404,499	2.36
負債及び資本の部合計		65,908,670	100.00	57,532,541	100.00	59,593,402	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		790,661	100.00	789,582	100.00	1,486,770	100.00
資金運用収益		531,415		415,227		980,833	
(うち貸出金利息)		(339,710)		(221,967)		(621,727)	
(うち有価証券利息配当金)		(123,225)		(160,423)		(256,108)	
役務取引等収益		57,765		64,128		129,065	
特定取引収益		36,877		35,145		65,031	
その他業務収益		71,802		131,204		180,666	
その他経常収益	2	92,800		143,877		131,173	
経常費用		745,780	94.32	430,550	54.53	2,979,406	200.39
資金調達費用		315,532		173,911		549,642	
(うち預金利息)		(75,148)		(35,521)		(123,692)	
(うち債券利息)		(59,972)		(45,468)		(112,226)	
役務取引等費用		13,530		20,267		32,265	
特定取引費用		-		1,524		-	
その他業務費用		26,449		60,205		72,884	
営業経費	1	151,377		116,732		290,539	
その他経常費用	3	238,890		57,908		2,034,075	
経常利益(は経常損失)		44,880	5.68	359,032	45.47	1,492,635	100.39
特別利益	4	889	0.11	48,553	6.15	666	0.04
特別損失	5	9,488	1.20	7,428	0.94	84,400	5.67
税引前中間(当期)純利益 (は税引前当期純損失)		36,281	4.59	400,157	50.68	1,576,370	106.02
法人税、住民税及び事業税		19	0.00	20	0.00	39	0.00
法人税等調整額		1,676	0.21	167,402	21.20	57,032	3.83
中間(当期)純利益 (は当期純損失)		34,584	4.38	232,734	29.48	1,633,441	109.86
前期繰越損失		78,447		-		78,447	
会社分割による未処分利益の増加額		126,444		-		126,444	
合併による未処分利益の受入額		28,868		-		28,868	
土地再評価差額金取崩額		898		3,540		6,477	
中間(当期)未処分利益 (は当期未処理損失)		112,349		236,275		1,550,098	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当事業年度期首と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については当事業年度期首と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当事業年度期首と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については当事業年度期首と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当事業年度末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産については定率法を、建物及びその他の資産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>債券繰延資産（債券発行費用）は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>債券繰延資産（債券発行費用）は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(1) 債券繰延資産（債券発行費用）は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 新株発行費は発生時に全額費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,234,370百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項（中間貸借対照表関係）5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,083百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は851,531百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として16,038百万円計上しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は63,138百万円であります。</p>	
	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(5) 偶発損失引当金 同左</p>

[次へ](#)

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9. ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は6,771百万円増加、「その他負債」は6,714百万円増加しております。また、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ56百万円増加しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は253,760百万円、「特定取引負債」は293,380百万円、「その他資産」は550,627百万円、「その他負債」は511,007百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>なお、当事業年度は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものであります。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはいたしましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従前の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,259,360百万円、繰延ヘッジ利益は1,239,770百万円であり、</p>	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(ハ) 内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。		

[次へ](#)

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>		
	<p>平成15年 1月 6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づき発行した無券面のコマーシャル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。</p> <p>なお、約束手形として発行したコマーシャル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマーシャル・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャル・ペーパー利息として表示しております。</p>	
		<p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金12,862百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4月 9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金28,613百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p> このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとしたことではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当事業年度は11,149百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は28,991百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。 </p> <p> また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 </p>

<p>前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>
		<p>平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものとしたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,720百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の40.9%から40.7%となり、繰延税金資産の金額は4,671百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1. 子会社の株式及び出資総額 575,961百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券等のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,541,253百万円、再貸付けに供している有価証券は32,739百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,183,388百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は363,506百万円、延滞債権額は753,826百万円であります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 子会社の株式及び出資総額 2,421,875百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、その他の証券に合計7,672百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,676,410百万円、再貸付けに供している有価証券は10,105百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,302,371百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,502百万円、延滞債権額は86,573百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 子会社の株式及び出資総額 965,887百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」、「その他の証券」に合計27,670百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,686,021百万円、再貸付けに供している有価証券は10,083百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,153,119百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は184,064百万円、延滞債権額は385,080百万円あります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は7,286百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30,552百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,459,947百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,607,832百万円であります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は2,788,700百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は366,779百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,384百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は240,040百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は331,501百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は2,021,279百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は361,067百万円あります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,778百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,693,674百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,271,598百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は7,286百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は2,760,475百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は383,159百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																																																
<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>550,066百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,373,453百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,064,779百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>201,650百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,919,300百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,103,821百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,573,116百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>1,349,300百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」40,368百万円、「有価証券」1,359,106百万円及び「貸出金」190,790百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は13,797百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は15,027百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円です。</p>	特定取引資産	550,066百万円	有価証券	7,373,453百万円	貸出金	1,064,779百万円	預金	201,650百万円	コールマネー	1,919,300百万円	売現先勘定	4,103,821百万円	債券貸借取引受入担保金	1,573,116百万円	売渡手形	1,349,300百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>632,430百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,357,615百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>693,369百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>178,003百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,790,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>3,074,939百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,884,317百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>1,931,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,749百万円、「有価証券」869,327百万円及び「貸出金」396,986百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は13,197百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は14,687百万円です。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円です。</p>	特定取引資産	632,430百万円	有価証券	7,357,615百万円	貸出金	693,369百万円	預金	178,003百万円	コールマネー	1,790,000百万円	売現先勘定	3,074,939百万円	債券貸借取引受入担保金	1,884,317百万円	売渡手形	1,931,600百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>715,902百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,258,610百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>980,904百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>200,472百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,940,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,407,084百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,461,631百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>2,265,300百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,386百万円、「有価証券」942,944百万円及び「貸出金」466,821百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円です。</p>	特定取引資産	715,902百万円	有価証券	8,258,610百万円	貸出金	980,904百万円	預金	200,472百万円	コールマネー	1,940,000百万円	売現先勘定	4,407,084百万円	債券貸借取引受入担保金	1,461,631百万円	売渡手形	2,265,300百万円
特定取引資産	550,066百万円																																																	
有価証券	7,373,453百万円																																																	
貸出金	1,064,779百万円																																																	
預金	201,650百万円																																																	
コールマネー	1,919,300百万円																																																	
売現先勘定	4,103,821百万円																																																	
債券貸借取引受入担保金	1,573,116百万円																																																	
売渡手形	1,349,300百万円																																																	
特定取引資産	632,430百万円																																																	
有価証券	7,357,615百万円																																																	
貸出金	693,369百万円																																																	
預金	178,003百万円																																																	
コールマネー	1,790,000百万円																																																	
売現先勘定	3,074,939百万円																																																	
債券貸借取引受入担保金	1,884,317百万円																																																	
売渡手形	1,931,600百万円																																																	
特定取引資産	715,902百万円																																																	
有価証券	8,258,610百万円																																																	
貸出金	980,904百万円																																																	
預金	200,472百万円																																																	
コールマネー	1,940,000百万円																																																	
売現先勘定	4,407,084百万円																																																	
債券貸借取引受入担保金	1,461,631百万円																																																	
売渡手形	2,265,300百万円																																																	

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,574,840百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,357,123百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,622,751百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,561,558百万円であります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 136,303百万円</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額 9,048百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,563,180百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は25,907,625百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,959,009百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,453,627百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,406,360百万円あります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 113,740百万円</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額 6,802百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,728,584百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は27,242,284百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,913,043百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,614,191百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,577,364百万円あります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 117,248百万円</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額 7,855百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,782,105百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>17. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)</p>	<p>16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>17. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)</p>	<p>16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,565百万円</p> <p>17. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(重要な会計方針7.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="140 286 480 353"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>5,432百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13,296百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益26,201百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円及び退職給付信託設定益20,714百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額32,689百万円、貸出金償却101,216百万円及び株式等償却49,039百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、動産不動産処分損5,112百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,375百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	5,432百万円	その他	13,296百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="560 286 900 353"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>3,645百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12,232百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益127,929百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額20,731百万円、株式関係の金融派生商品費用15,404百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計29,344百万円、厚生年金基金代行返上益16,038百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,375百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	3,645百万円	その他	12,232百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="979 286 1319 353"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>9,619百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23,924百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、退職給付信託設定益22,829百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、その他の債権売却損194,440百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額8,751百万円、みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』及びみずほ『変革・加速プログラム』に伴い臨時的に発生した債権売却損28,500百万円並びに株式売却損25,969百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	9,619百万円	その他	23,924百万円
建物・動産	5,432百万円													
その他	13,296百万円													
建物・動産	3,645百万円													
その他	12,232百万円													
建物・動産	9,619百万円													
その他	23,924百万円													

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																																										
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>14,682百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,682百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>6,672百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,672百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>8,010百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,010百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,273百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,599百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,872百万円</td> </tr> </table> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>当中間会計期間の支払リース料</td> <td>2,240百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,949百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>172百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	14,682百万円	その他	- 百万円	合計	14,682百万円	動産	6,672百万円	その他	- 百万円	合計	6,672百万円	動産	8,010百万円	その他	- 百万円	合計	8,010百万円	1年内	3,273百万円	1年超	7,599百万円	合計	10,872百万円	当中間会計期間の支払リース料	2,240百万円	減価償却費相当額	2,949百万円	支払利息相当額	172百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>15,047百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,047百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>8,985百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,985百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>6,062百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,062百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,207百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,383百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,590百万円</td> </tr> </table> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>当中間会計期間の支払リース料</td> <td>1,744百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,804百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>134百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	15,047百万円	その他	- 百万円	合計	15,047百万円	動産	8,985百万円	その他	- 百万円	合計	8,985百万円	動産	6,062百万円	その他	- 百万円	合計	6,062百万円	1年内	3,207百万円	1年超	6,383百万円	合計	9,590百万円	当中間会計期間の支払リース料	1,744百万円	減価償却費相当額	1,804百万円	支払利息相当額	134百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>14,540百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,540百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>8,494百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,494百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>6,046百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,046百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,096百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,389百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,485百万円</td> </tr> </table> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,089百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5,237百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>323百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	14,540百万円	その他	- 百万円	合計	14,540百万円	動産	8,494百万円	その他	- 百万円	合計	8,494百万円	動産	6,046百万円	その他	- 百万円	合計	6,046百万円	1年内	3,096百万円	1年超	6,389百万円	合計	9,485百万円	支払リース料	4,089百万円	減価償却費相当額	5,237百万円	支払利息相当額	323百万円
動産	14,682百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	14,682百万円																																																																																											
動産	6,672百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	6,672百万円																																																																																											
動産	8,010百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	8,010百万円																																																																																											
1年内	3,273百万円																																																																																											
1年超	7,599百万円																																																																																											
合計	10,872百万円																																																																																											
当中間会計期間の支払リース料	2,240百万円																																																																																											
減価償却費相当額	2,949百万円																																																																																											
支払利息相当額	172百万円																																																																																											
動産	15,047百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	15,047百万円																																																																																											
動産	8,985百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	8,985百万円																																																																																											
動産	6,062百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	6,062百万円																																																																																											
1年内	3,207百万円																																																																																											
1年超	6,383百万円																																																																																											
合計	9,590百万円																																																																																											
当中間会計期間の支払リース料	1,744百万円																																																																																											
減価償却費相当額	1,804百万円																																																																																											
支払利息相当額	134百万円																																																																																											
動産	14,540百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	14,540百万円																																																																																											
動産	8,494百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	8,494百万円																																																																																											
動産	6,046百万円																																																																																											
その他	- 百万円																																																																																											
合計	6,046百万円																																																																																											
1年内	3,096百万円																																																																																											
1年超	6,389百万円																																																																																											
合計	9,485百万円																																																																																											
支払リース料	4,089百万円																																																																																											
減価償却費相当額	5,237百万円																																																																																											
支払利息相当額	323百万円																																																																																											
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>10,438百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>80,026百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>90,464百万円</td> </tr> </table>	1年内	10,438百万円	1年超	80,026百万円	合計	90,464百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>6,775百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>55,162百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>61,937百万円</td> </tr> </table>	1年内	6,775百万円	1年超	55,162百万円	合計	61,937百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>10,315百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>81,483百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91,798百万円</td> </tr> </table>	1年内	10,315百万円	1年超	81,483百万円	合計	91,798百万円																																																																								
1年内	10,438百万円																																																																																											
1年超	80,026百万円																																																																																											
合計	90,464百万円																																																																																											
1年内	6,775百万円																																																																																											
1年超	55,162百万円																																																																																											
合計	61,937百万円																																																																																											
1年内	10,315百万円																																																																																											
1年超	81,483百万円																																																																																											
合計	91,798百万円																																																																																											

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	163,604	82,656	80,948

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	24,553	12,869

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末(平成15年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	11,684	-

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>当行の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。同社に対する当行の貸出金は9,247百万円ではありますが、損失負担額については、現在確定しておりません。</p>		
<p>当行の完全親会社である株式会社みずほホールディングス(以下、MHHDという。)は、同社の平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下のとおりであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。</p> <p>1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、MHHDとMHFGが株式交換を行い、MHHDはMHFGの完全子会社となります。</p> <p>2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当行の直接子会社ないし関連会社の状況が変動いたします。その主なものは以下のとおりであります。</p> <p>(1)MHFGの直接子会社ないし関連会社となる会社 第一勸業アセットマネジメント株式会社、興銀システム開発株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、富士投信投資顧問株式会社、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社富士総合研究所</p> <p>(2)株式会社みずほ銀行の直接子会社となる会社 みずほインベスターズ証券株式会社</p> <p>(3)当行の直接子会社となる会社 みずほ証券株式会社</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>1. 当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほコーポレート(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイズーション推進営業」を分割し、株式会社みずほコーポレートに承継させる分割契約を締結いたしました。</p> <p>今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。</p> <p>なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。</p> <p>2. 当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほグローバル(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「本邦グローバルビジネス・リオーガナイズーション推進営業」および「非居住者取引等ビジネス・リオーガナイズーション推進営業」を分割し、株式会社みずほグローバルに承継させる分割契約を締結いたしました。</p> <p>今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。</p> <p>なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第1期）（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日） 平成15年6月26日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

平成15年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結）に基づく臨時報告書

平成15年6月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結）に基づく臨時報告書

平成15年6月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書

平成15年7月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結会社の債権につき取立不能及び取立遅延の発生）に基づく臨時報告書

平成15年8月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

平成15年10月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほコーポレート銀行

取締役頭取 齋藤 宏 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 大屋 隆司 印

代表社員
関与社員 公認会計士 山手 章 印

代表社員
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

代表社員
関与社員 公認会計士 白畑 尚志 印

代表社員
関与社員 公認会計士 佐々木 貴司 印

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私ども監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私ども監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほコーポレート銀行

取締役頭取 齋藤 宏 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 大屋 隆司 印

代表社員
関与社員 公認会計士 山手 章 印

代表社員
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

代表社員
関与社員 公認会計士 白畑 尚志 印

代表社員
関与社員 公認会計士 佐々木 貴司 印

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私ども監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私ども監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。